

平成 2 9 年 7 月 1 2 日

平成28年度電波の利用状況調査の評価案について
(平成29年 7 月 12 日 諮問第13号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(福田課長補佐、菊池係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 7 4

平成28年度電波の利用状況調査の評価について

平 成 2 9 年 7 月
総 合 通 信 基 盤 局 電 波 部
電 波 政 策 課

【調査する事項】

- 無線局の数
- 無線局の具体的な使用実態
- 他の電気通信手段への代替可能性 等

電波法に定める
3,000GHz以下の周波数の
電波の利用状況の調査

3年を周期として、次に掲げる
周波数帯ごとに実施

- ① 714MHz以下
- ② **714MHz超3.4GHz以下**
- ③ 3.4GHz超

①調査	②調査	③調査
H17	H16	H15
H20	H19	H18
H23	H22	H21
H26	H25	H24
H29	H28	H27

国民の意見

- 例
- ・ 新規の電波需要に迅速に対応するため、電波再配分が必要
 - ・ 既存の電波利用の維持が必要

周波数区分ごとの
電波の有効利用の
程度の評価

調査及び評価結果の概要の公表

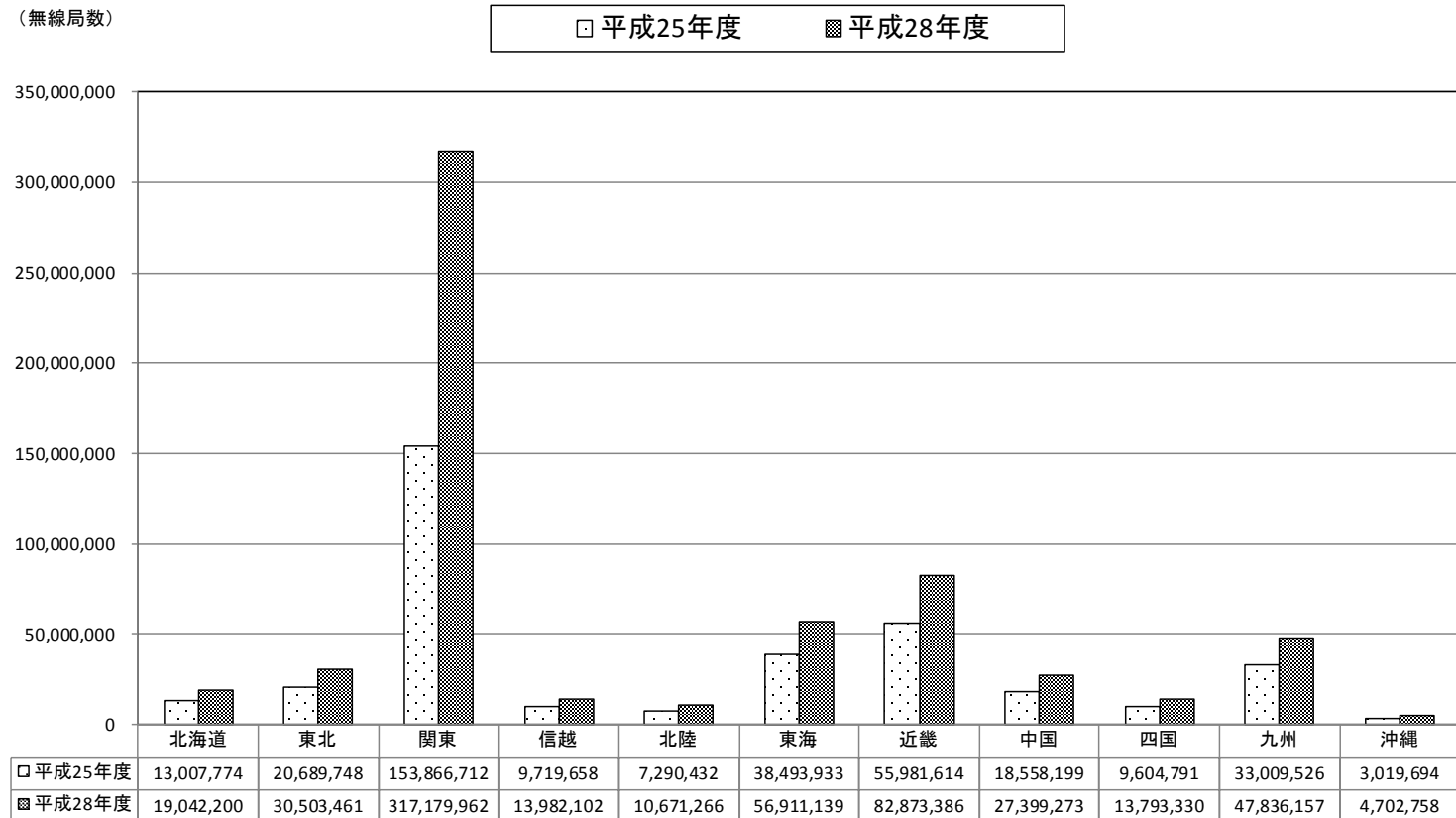
- 例
- ・ 現在、電波は有効に利用されている
 - ・ 使用帯域の圧縮が適当
 - ・ 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

電波監理審議会への諮問

調査・評価結果を周波数の再編へ反映

- (1) 目的: 技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、次に掲げる周波数帯ごとに、原則3年を周期として電波の利用状況を調査、電波の有効利用の程度を評価。この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正を実施。
- (2) 根拠条文: 電波法第26条の2
- (3) 調査対象: 平成28年3月1日現在において、714MHzを超え3.4GHz以下の周波数の電波を利用する無線局
- (4) 調査対象: 無線局数 約 6.2億局(平成25年度:約3.6億局)
※複数の周波数区分を利用している無線局は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い。
免許人数 約13.5万者(平成25年度:約15.8万者)
※複数の周波数区分を利用している免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の免許人数より多い。
- (5) 調査事項: 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入予定、他の電気通信手段への代替可能性 等
- (6) 調査方法: 全国11の総合通信局等の管轄ごとに、次の調査を実施
- ① 総合無線局管理ファイルを活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析
 - ② 免許人に対して、無線局の使用実態や電波の有効利用技術の導入予定等を質問し、その回答を集計・分析
- (7) 意見募集: 評価結果案について、平成29年5月13日(土)から6月12日(月)までの間意見募集を行った結果、7件の意見提出があった。

① 各地方総合通信局等管内における無線局数の推移



* 複数の周波数帯区分を利用している無線局は、該当周波数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い。

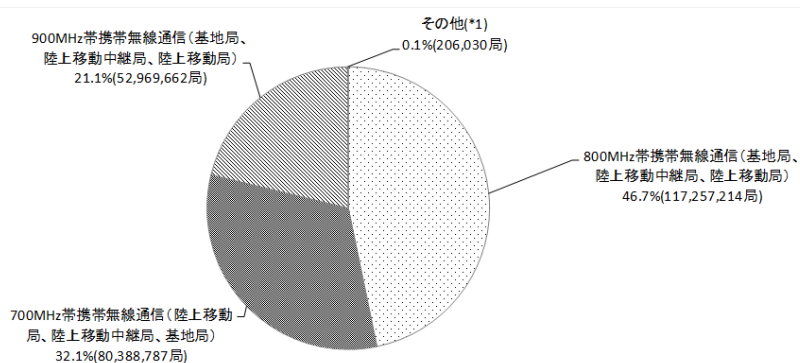
○本周波数帯の全体的な評価としては、適切に利用されていると判断できる。各周波数区分ごとの調査・評価結果は、次ページ以降に記載しているが、全体としての主な特徴は以下のとおりである。

- 【1】平成25年度調査と比較すると、全ての総合通信局等において無線局数が増加している。特に、関東局の増加が著しい(倍増)。
- 【2】特に増加した無線局は、携帯無線通信を行う無線局(700/800/900MHz、1.5/1.7/2GHz帯)であり、合計で約2億3千万局増加している。また、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が、約2,723万局増加している。

調査結果及び評価結果のポイント②

② 714MHz超960MHz以下【全体局数：250,821,693 局（H25年度調査比（+125,935,305局））】

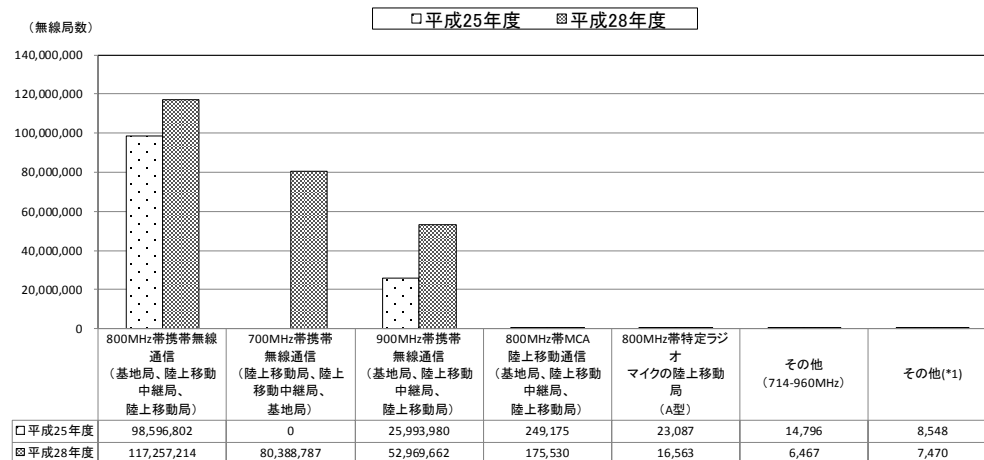
< 無線局の割合及び局数 >



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。
*2 0.05%未満については、0.0%と表示している。

	割合	局数
800MHz帯MCA陸上移動通信（基地局、陸上移動中継局、陸上移動局）	0.1%	175,530
800MHz帯特定ラジオマイクの陸上移動局（A型）	0.0%	16,563
920MHz帯移動体識別（構内無線局）	0.0%	6,624
その他（714-960MHz）	0.0%	6,467
実験試験局（714-960MHz）	0.0%	537
950MHz帯移動体識別（構内無線局）	0.0%	212
800MHz帯映像FPU	0.0%	87
900MHz帯電波矯正用無線局	0.0%	10

< システム別の無線局数の推移 >



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

	平成25年度	平成28年度
950MHz帯移動体識別（構内無線局）	7,084	212
実験試験局（714-960MHz）	1,028	537
900MHz帯電波矯正用無線局	10	10

	平成25年度	平成28年度
920MHz帯移動体識別（構内無線局）	322	6,624
800MHz帯映像FPU	104	87
炭坑用（基地局、陸上移動局）	0	0

調査結果のポイント

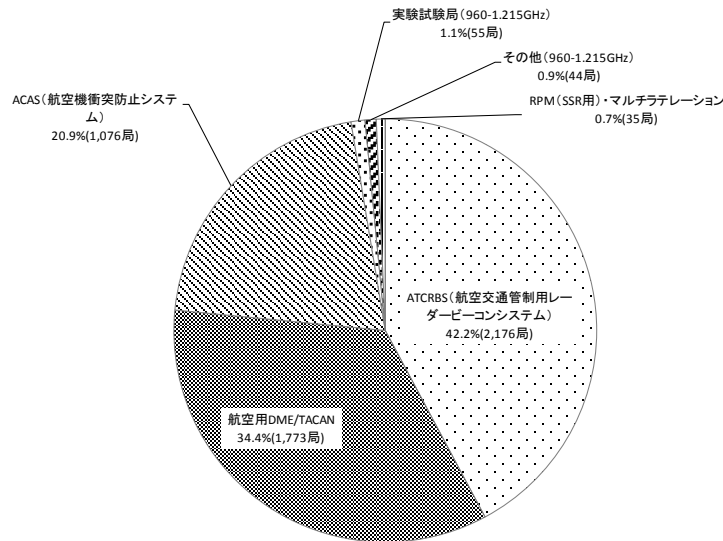
- 【1】700MHz帯携帯無線通信の無線局数が大幅に増加（約8千万局増）している。
- 【2】電波利用システムごとの無線局数の割合は、800MHz帯携帯無線通信が46.7%、700MHz帯携帯無線通信が32.1%、900MHz帯携帯無線通信が21.1%となっており、携帯無線通信で99.9%を占めている。

評価結果のポイント

- 【1】本周波数帯は、携帯無線通信を中心に多数の無線局により稠密に利用されていること、700/900MHz帯の周波数再編を実施し、携帯無線通信の新たな周波数確保に取り組んでいることなどから判断すると、適切に利用されている。
- 【2】700/900MHz帯における携帯無線通信の円滑な導入に向けて、終了促進措置の対象となっている無線システム（FPU、ラジオマイク、MCA陸上移動通信、電子タグシステム）の確実な周波数移行及び開設計画の認定を受けた事業者の計画の進捗を注視する必要がある。

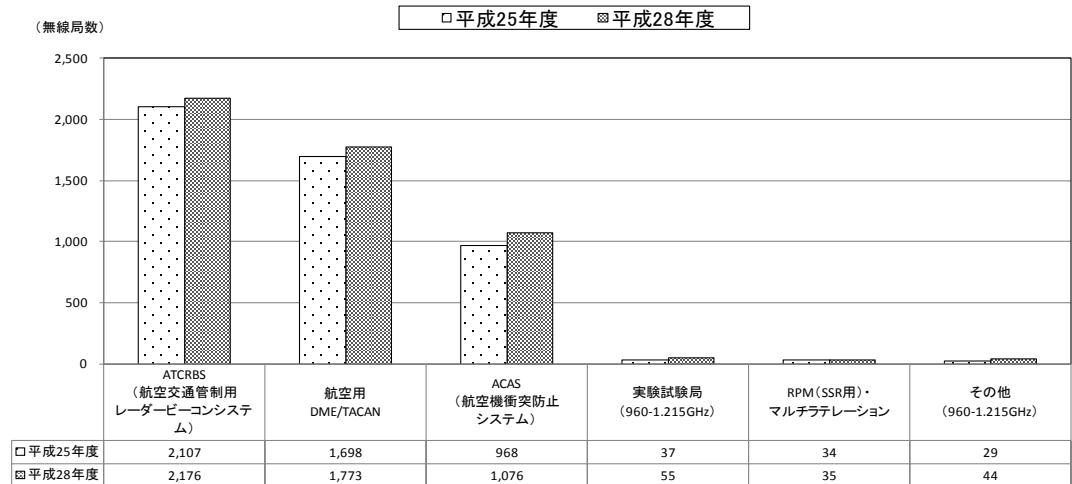
③ 960MHz超1.215GHz以下 【全体局数: 5,159 局 (H25年度調査比(+ 286局))】

＜無線局の割合及び局数＞



*1 0.05%未満については、0.0%と表示している。

＜システム別の無線局数の推移＞



調査結果のポイント

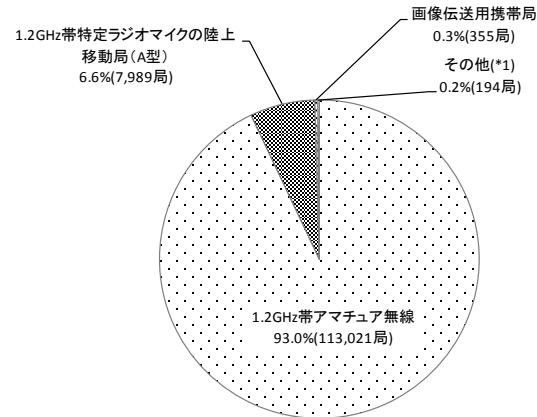
- 【1】航空無線航行業務の無線局 (ATCRBS、DME/TACAN、ACAS) が主に増加している (252局増)。
- 【2】電波利用システムごとの無線局数の割合は、ATCRBS (航空交通管制用レーダービーコンシステム) が42.2%と最も高い割合になっており、次いで航空用DME/TACAN が34.4%、ACAS (航空機衝突防止システム) が20.9%となっており、この3つのシステムで97.5%を占めている。

評価結果のポイント

- 【1】本周波数帯は、国際的に航空無線航行業務に分配された周波数帯であることとの整合性等から判断すると、適切に利用されている。
- 【2】航空無線航行に利用される電波利用システムは、国際的に使用周波数等が決められていることから、他の周波数帯へ移行すること又は他の電気通信手段へ代替することは困難であり、無線局数についても今後大きな状況の変化は見られないと考えられる。

④ 1.215GHz超1.4GHz以下【全体局数：121,559 局（H25年度調査比（－2,405局））】

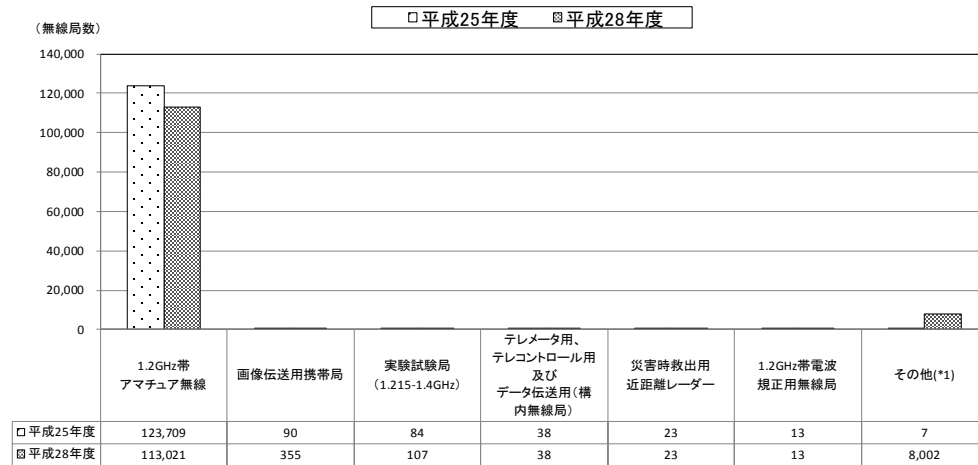
＜無線局の割合及び局数＞



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。
*2 0.05%未満については、0.0%と表示している。

	割合	局数
実験試験局(1.215-1.4GHz)	0.1%	107
テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用(構内無線局)	0.0%	38
災害時救出用近距離レーダー	0.0%	23
1.2GHz帯電波規正用無線局	0.0%	13
1.2GHz帯映像FPU	0.0%	10
ARSR(航空路監視レーダー)	0.0%	3

＜システム別の無線局数の推移＞



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

	平成25年度	平成28年度
ARSR(航空路監視レーダー)	7	3
1.2GHz帯映像FPU	0	10
1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー	0	0

	平成25年度	平成28年度
その他(1.215-1.4GHz)	0	0
1.2GHz帯特定ラジオマイクの陸上移動局(A型)	0	7,989

調査結果のポイント

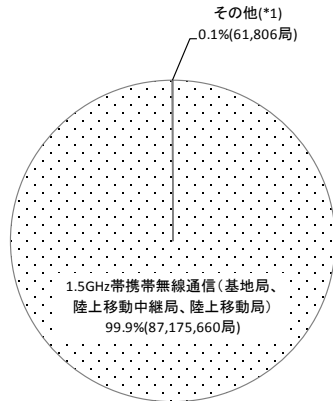
- 1.2GHz帯アマチュア無線の無線局数が123,709局から113,021局へと8.6%減少している。平成25年度調査時においても平成22年度調査時から減少しており、減少傾向が継続している。一方、画像伝送用携帯局については、局数は少ないが90局から355局へと約4倍に増加している。
- 電波利用システムごとの無線局数の割合は、1.2GHz帯アマチュア無線が93.0%と高い割合を占めている。

評価結果のポイント

- 本周波数帯は、航空無線航行システム、公共業務システム、アマチュア無線等の幅広い分野のシステムが共用していること、800MHz帯映像FPU及び800MHz帯特定ラジオマイクの陸上移動局(A型)の周波数移行の進展に伴って、1.2GHz帯映像FPU及び1.2GHz帯特定ラジオマイクの陸上移動局(A型)の無線局数が増加していること並びに国際的な周波数割当てとの整合性等から判断すると、適切に利用されている。
- 引き続き1.2GHz帯映像FPU及び1.2GHz帯特定ラジオマイクの陸上移動局(A型)の無線局数が増加することが見込まれる。

⑤ 1.4GHz超1.71GHz以下【全体局数：87,237,466局（H25年度調査比（+51,570,293局））】

＜無線局の割合及び局数＞



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。
*2 0.05%未満については、0.0%と表示している。

	割合	局数
インマルサットシステム	0.0%	28303
イリジウムシステム（携帯移動地球局）	0.0%	24977
その他（1.4～1.71GHz）	0.0%	8057
実験試験局（1.4～1.71GHz）	0.0%	248
MTSATシステム	0.0%	178
気象援助業務（空中線電力が1kW未満の無線局（ラジオゾンデ））	0.0%	42
1.6GHz帯気象衛星	0.0%	1

＜システム別の無線局数の推移＞



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

	平成25年度	平成28年度
気象援助業務（空中線電力が1kW未満の無線局（ラジオゾンデ））	48	42
1.6GHz帯気象衛星	2	1

調査結果のポイント

- 1.5GHz帯携帯無線通信の無線局数が大幅に増加しており、これが全体の増加に繋がっている。また、全体の割合としては小さいが、インマルサットシステム及びイリジウムシステムの無線局数についても、それぞれ18,696局から28,303局、21,616局から24,977局へと増加している。
- 電波利用システムごとの無線局数の割合は、1.5GHz帯携帯無線通信が99.9%と高い割合になっている。インマルサットシステム及びイリジウムシステムはある程度数の無線局が存在するが、割合にするとそれぞれ0.1%以下に留まる。

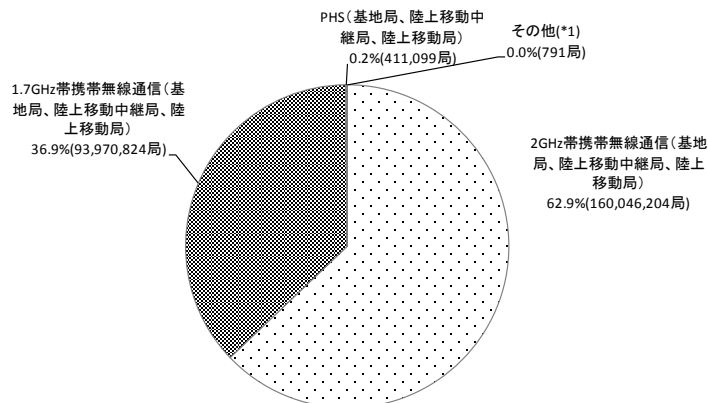
評価結果のポイント

- 本周波数帯は、1.5GHz帯携帯無線通信を中心に、多数の無線局により稠密に利用されているほか、災害時における有用性が改めて認識されている衛星通信システムの無線局数が増加傾向にあること等から、適切に利用されている。
- 衛星通信システム及び携帯無線通信については、今後も引き続き高いニーズが維持されることが想定され、1.6GHz帯/2.4GHz帯を用いた移動衛星通信システムの制度整備が進められている。引き続き新たな無線システムの導入や既存無線システムの高度化が進むことが期待される。

調査結果及び評価結果のポイント⑥

⑥ 1.71GHz超2.4GHz以下【全体局数：254,428,918 局（H25年度調査比（+56,907,382局））】

< 無線局の割合及び局数 >

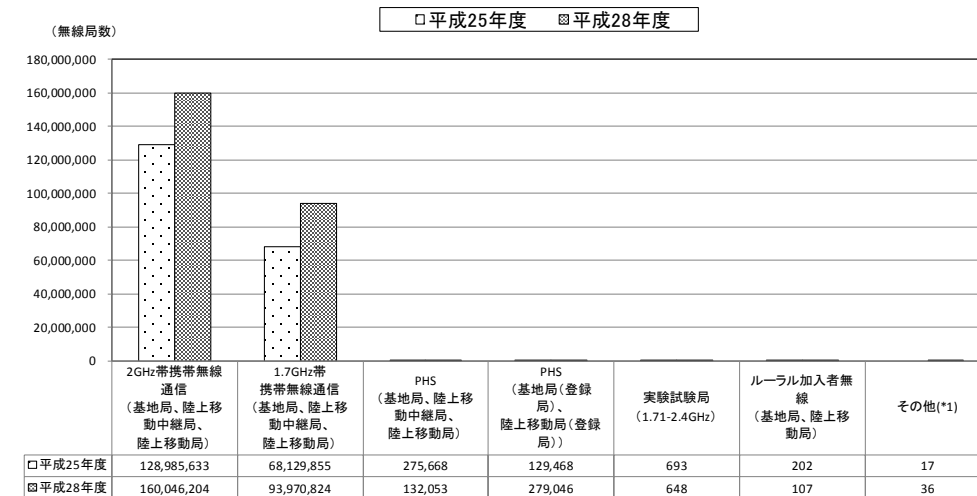


*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

*2 0.05%未満については、0.0%と表示している。

	割合	局数
実験試験局（1.71～2.4GHz）	0.0%	648
ルール加入者無線（基地局、陸上移動局）	0.0%	107
衛星管制	0.0%	14
その他（1.71～2.4GHz）	0.0%	11
2.3GHz帯映像FPU	0.0%	11

< システム別の無線局数の推移 >



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

	平成25年度	平成28年度
衛星管制	10	14
その他（1.71～2.4GHz）	7	11
2.3GHz帯映像FPU	0	11

調査結果のポイント

- 【1】主に2GHz 帯及び1.7GHz帯携帯無線通信の無線局数が増加している（約5,690万局増）。
- 【2】電波利用システムごとの無線局数の割合は、2GHz帯携帯無線通信が62.9%、次いで1.7GHz帯携帯無線通信が36.9%となっており、携帯無線通信でほぼ100%を占めている。

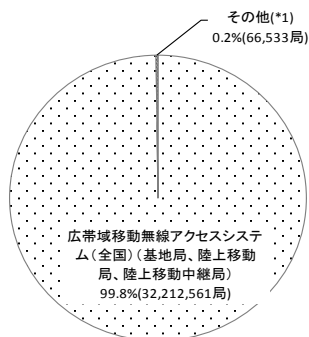
評価結果のポイント

- 【1】本周波数帯は、1.7GHz帯及び2GHz帯携帯無線通信を中心に、多数の無線局により稠密に利用されており、おおむね適切に利用されている。
- 【2】準天頂衛星の衛星安否確認サービスの導入に向けて制度整備が進んでいるほか、1.7GHz帯の移動通信システム用の周波数確保に関する技術的検討及びデジタルコードレス電話の高度化に向けた技術的検討が進められており、引き続き新たな無線システムの導入や既存無線システムの高度化が進むことが期待される。
- 【3】ルール加入者無線については、引き続き一定の需要はあるものの、今後大きく需要が増加する可能性は低いと考えられるため、周波数有効利用を図る観点から、ルール加入者無線の使用周波数帯の縮減を図ることが望ましい。

調査結果及び評価結果のポイント⑦

⑦ 2.4GHz超2.7GHz以下 【全体局数：32,279,094 局（H25年度調査比(+ 27,220,319局)）】

＜無線局の割合及び局数＞



*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

*2 0.05%未満については、0.0%と表示している。

	割合	局数
N-STAR衛星移動通信システム	0.1%	43999
広帯域移動無線アクセスシステム(地域)(基地局、陸上移動局、陸上移動中継局)	0.0%	10307
2.4GHz帯アマチュア無線	0.0%	8819
道路交通情報通信システム(VICSビーコン)	0.0%	2749
2.4GHz帯移動体識別(構内無線局)	0.0%	422
実験試験局(2.4～2.7GHz)	0.0%	235
その他(2.4～2.7GHz)	0.0%	2

＜システム別の無線局数の推移＞



調査結果のポイント

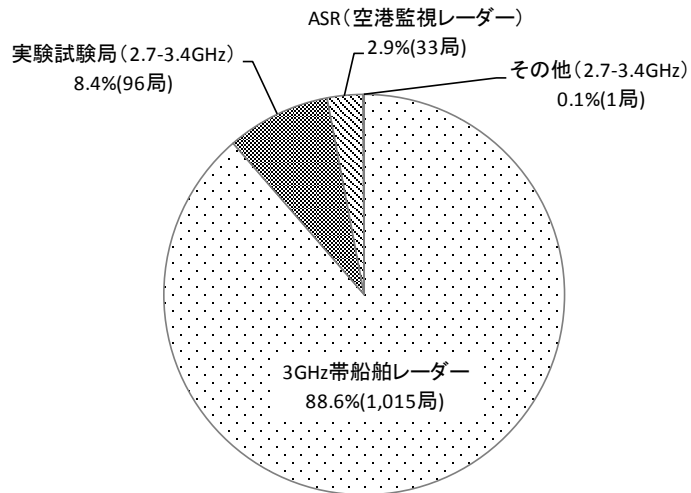
- 【1】 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局数が増加している。(約2,723万局増)。
- 【2】 電波利用システムごとの無線局数の割合は、広帯域移動無線アクセスシステムが99.8%と最も高い割合となっており、次いでN-STAR 衛星移動通信システムが0.14%、2.4GHz帯アマチュア無線が0.03%となっている。
- 【3】 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システムの無線局の出荷台数(平成25年度から平成27年度までの合計)は、約1億8千万台と非常に多い状況である。

評価結果のポイント

- 【1】 本周波数帯は、広帯域移動無線アクセスシステム及び2.4GHz帯小電力データ通信システムを中心として、多数の無線局及び免許を要しない無線局の無線設備により稠密に利用されていることから、適切に利用されている。
- 【2】 平成28年8月に無人移動体画像伝送システムに関する制度整備が行われた。また、1.6GHz帯/2.4GHz帯を用いた移動衛星通信システムの制度整備が進められている。広帯域移動無線アクセスシステム及び小電力データ通信システムは、どちらも技術進歩が早いシステムであることも含めて、引き続き新たな無線システムの導入や、既存無線システムの高度化が進むことが期待される。

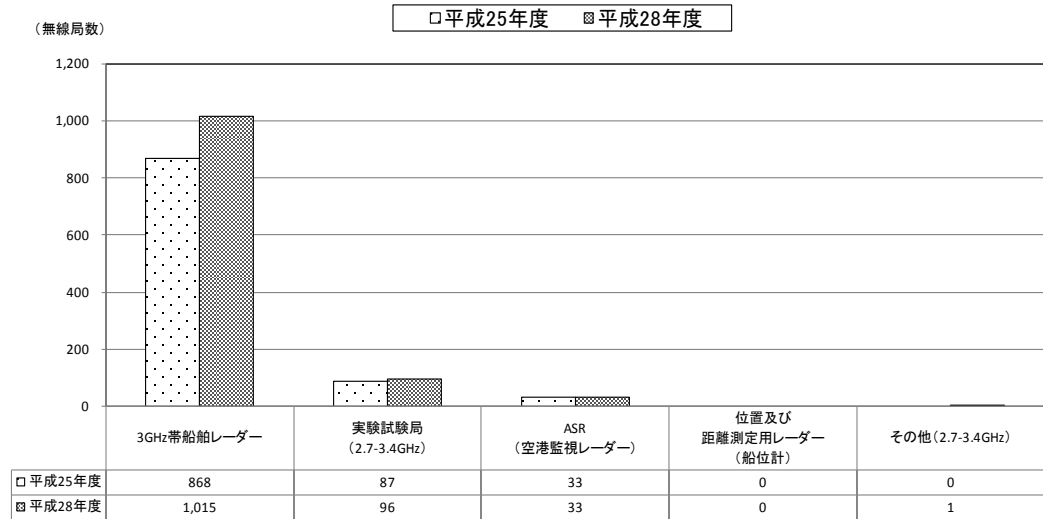
⑧ 2.7GHz超3.4GHz以下 【全体局数：1,145 局 （H25年度調査比(+157局)）】

＜無線局の割合及び局数＞



*1 0.05%未満については、0.0%と表示している。

＜システム別の無線局数の推移＞



調査結果のポイント

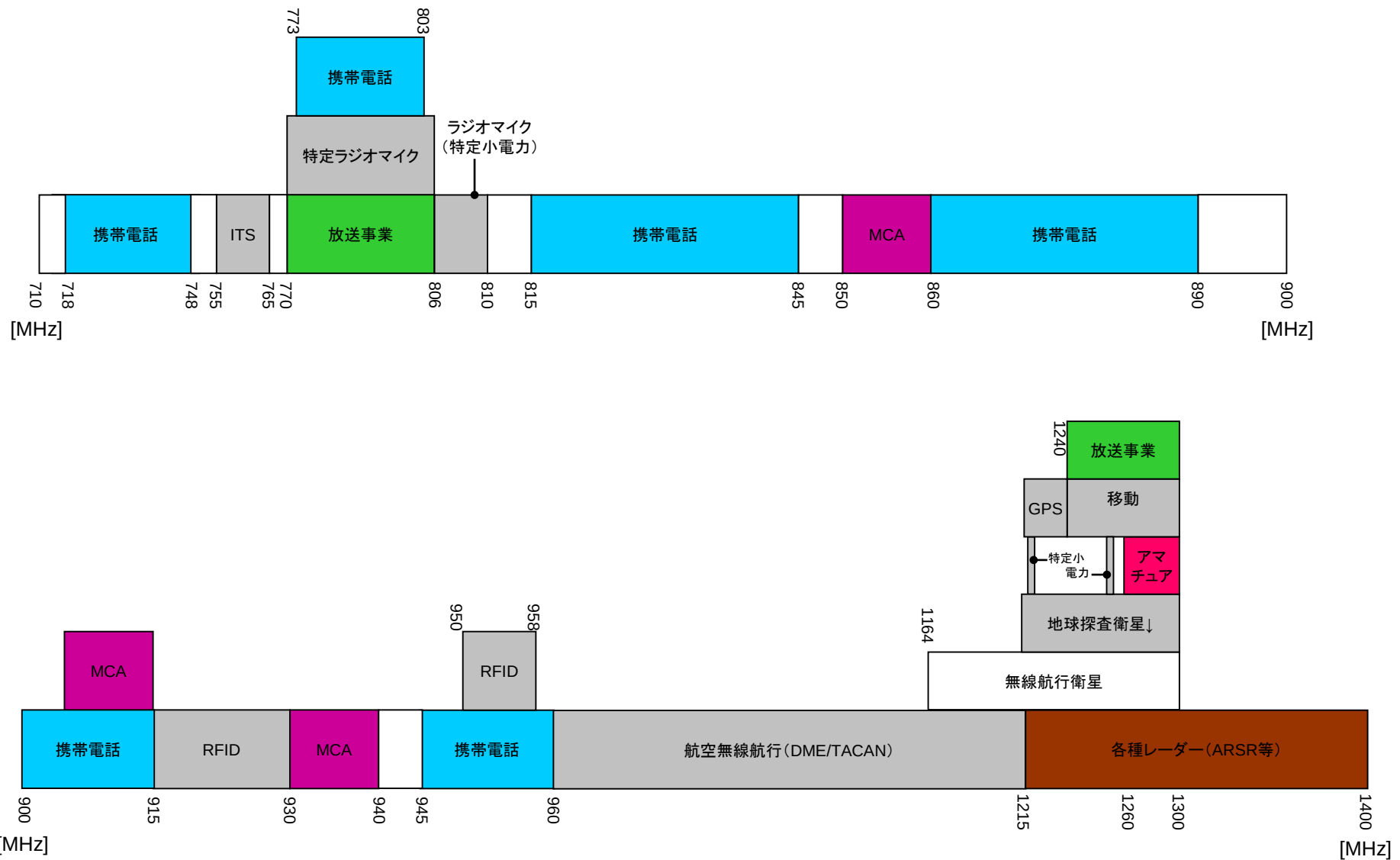
- 【1】3GHz帯船舶レーダーの無線局数が微増している(147局増)。
- 【2】電波利用システムごとの無線局数の割合は、3GHz帯船舶レーダーが88.6%と最も高い割合となっており、次いで実験試験局(2.7-3.4GHz)が8.4%、ASR(空港監視レーダー)が2.9%と続いている。

評価結果のポイント

- 【1】本周波数帯は、各システムの利用状況や国際的な周波数割当てとの整合性等から判断すると、おおむね適切に利用されている。
- 【2】3GHz帯船舶レーダーの固体素子化は、周波数の有効利用に資するものであり、固体素子レーダーの普及が進んでいくことが望ましい。
- 【3】位置及び距離測定用レーダーについては、利用されていない状況であることから、今後の需要も調査・分析し、廃止も含めて検討することが望ましい。

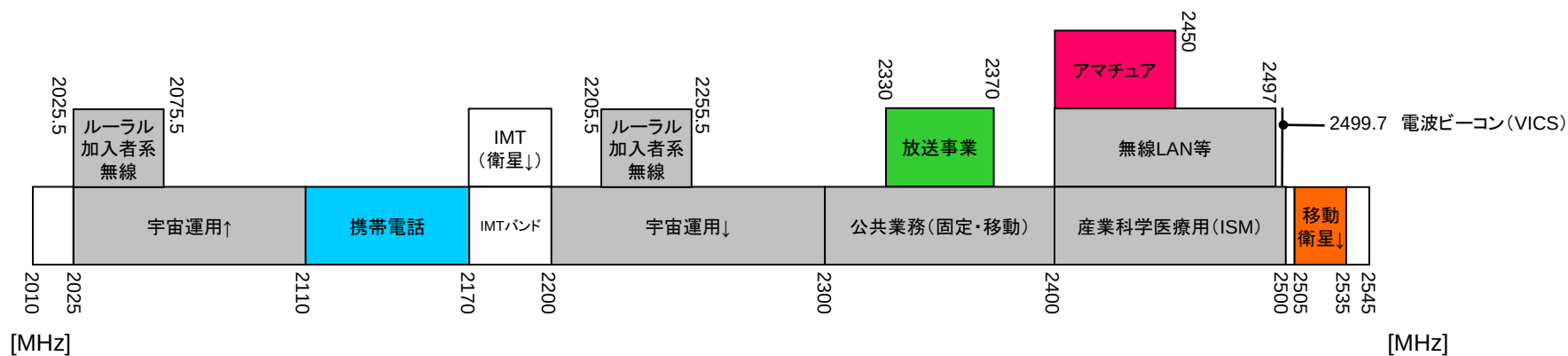
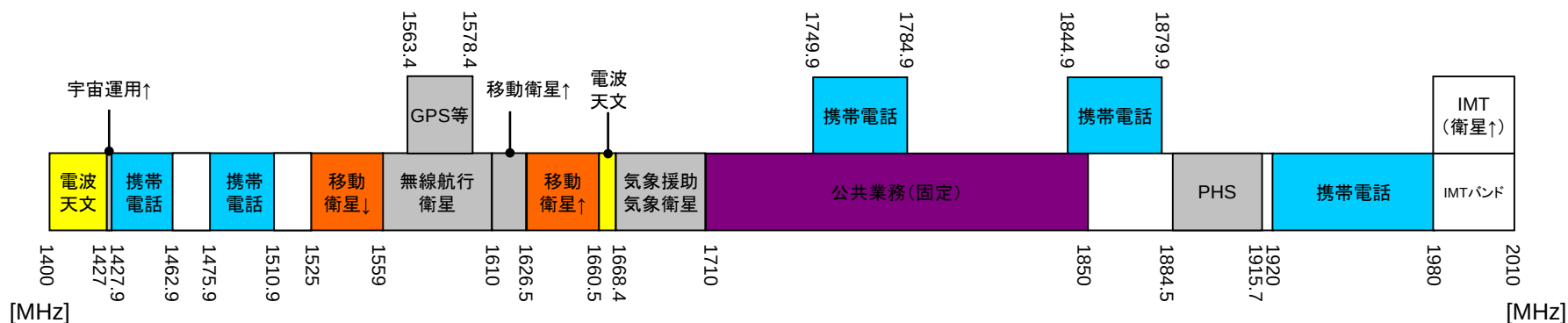
【参考】 714MHz ~ 1400MHz の使用状況

11



↑ : アップリンク (地球から宇宙へ) ↓ : ダウンリンク (宇宙から地球へ)

【参考】 1400MHz ~ 2545MHzの使用状況



↑ : アップリンク(地球から宇宙へ) ↓ : ダウンリンク(宇宙から地球へ)



平成 2 9 年 7 月 1 2 日

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を
改正する省令案について
(平成 2 9 年 7 月 1 2 日 諮問第 1 4 号)

[移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終期の統一に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(藤井課長補佐、黒川係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 9 3

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について

(移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終期の統一)

1 諮問の背景

携帯電話や広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）といった移動通信システムは社会経済や国民生活の基盤を提供するために必須となっている一方、超高速モバイルブロードバンドの普及に伴い、これらシステムにおけるトラフィック量は増加し続け、周波数がひっ迫していることから、移動通信システム用周波数の有効利用を継続的に確保していく必要性が高まっている。一方で、移動通信システムに係る無線局の再免許申請は個々の無線局単位で行われており、システム全体での周波数の利用状況を踏まえて再免許審査を行うことが困難である。

本件は、こうした状況を踏まえ、移動通信システムの無線局の再免許の際にシステム全体の周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できるようにするために、移動通信システムに係る無線局免許の有効期間の終期を統一するものである。

2 改正概要

移動通信システムに係る施行後の無線局免許の有効期限が、総務大臣が別に告示で定める日（平成 29 年 10 月 1 日及びその後 5 年ごとの 10 月 1 日）に免許をした無線局の有効期限と一致するよう、電波法施行規則第 8 条の規定を改正する。

本改正により、たとえば、施行予定期日である平成 29 年 10 月 1 日以降平成 34 年 9 月 30 日までに行われた無線局の免許の有効期限は、平成 29 年 10 月 1 日に免許された無線局の有効期限（平成 34 年 9 月 30 日）と一致する。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（平成 29 年 10 月 1 日の施行を予定）。

【諮問第14号】電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について (移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終期の統一)

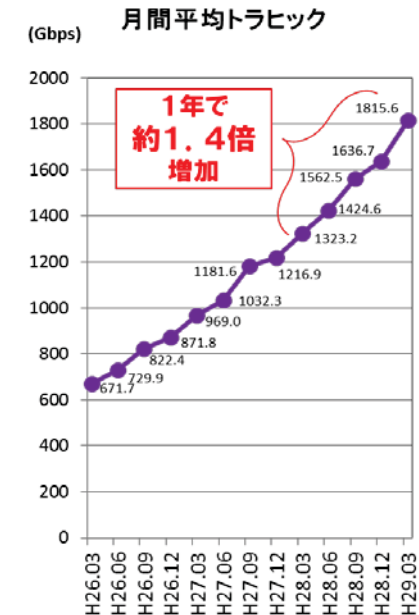
2

【参考資料】

制度改正の背景

- 移動通信システム(※)向けの周波数は、社会経済や国民生活の基盤を提供するために必須となっている。
 - 超高速モバイルブロードバンドの普及に伴い、移動通信システムにおけるトラフィック量は増加し続けており、同システム向けの周波数はひっ迫している。
- 移動通信システムへの割当済周波数の有効利用を継続的に確保していく必要性

※ 携帯無線通信及び広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)に係るもの。



電波政策2020懇談会 報告書(平成28年7月15日)

- 移動通信システムを構成する基地局等において、再免許申請は個別の免許単位で行われるため、移動通信システムとしての周波数の有効利用の度合いを審査して再免許を行うことが難しい状況となっている。
- 移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許の審査について、個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである。

報告書の趣旨を踏まえ、制度改正を実施する

- ✓ 移動通信システムに係る無線局免許を付与する際にその有効期間が同時に満了するように規定する。
- ✓ 再免許審査において、再免許が認められる基準等を予め明らかにする。

免許の有効期間の終期の統一（施行予定日：平成29年10月1日）

【改正法令案】 ①電波法施行規則(諮問事項) ②新規告示

【改正法令案】 ①無線局免許手續規則 ②電波法關係審査基準

【改正法令案】 ①電波の利用状況の調査等に関する省令 ②告示改正

The diagram illustrates the timeline for license renewal and new license issuance from Heisei 29 to Heisei 34. The timeline is divided into six-year periods: Heisei 29, Heisei 30, Heisei 31, Heisei 32, Heisei 33, and Heisei 34. Key events include the submission of business plans for renewal in Heisei 31 and Heisei 33, and the renewal of licenses in Heisei 29, Heisei 31, and Heisei 34. The validity period for the license is shown as Heisei 34.

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
基準日 (10/1予定)		5年間の中間状況を年度末ごとに 利用状況調査により把握		将来の業務計画等、免許期間に おける業務の概要を提出	再免許 (10/1)
再免許		再免許	有効期間平成34年まで		再免許
			新規免許	有効期間平成34年まで	

(参考)再免許時の審査項目

- 携帯電話・全国BWA事業者については、電波の有効利用に係るPDCAサイクルを着実に回す必要。
- 電波の有効利用を確保する観点から、開設計画の認定期間終了後も引き続き把握すべき事項の提出を求める。
- 免許申請時に「将来の業務計画等」として今後5年間の見通しを提出させ、毎年の利用状況調査においてその進捗状況を把握。
- 次回再免許時には「免許期間における業務の概要」として、前回、提出した「将来の業務計画等」の達成状況を審査。

再免許申請時に提出を求める事項

把握すべき事項		現在の再免許申請時の記載事項	将来の業務計画等として提出を求める事項
1. 基地局等の整備計画	・基地局等の整備計画 ・特定基地局の人口カバー率	×	○
2. 基地局等の整備能力	・基地局等の設置場所の確保 ・基地局等の無線設備の調達 ・基地局等の整備に係る業者との協力体制	×	○
3. 設備設置・運用に係る技術的能力	・技術的な検討、実験、標準化等の実績・計画 ・設備の調達・工事に関する計画 ・設備の運用・保守管理要員の確保 ・電気通信主任技術者の選任・配置等 ・安全・信頼性を確保するための対策	×	○
4. 財務的基礎	・電気通信役務の契約数	○	○
5. 混信等の防止	・既設の無線局等との混信防止の対策・体制 ・他の認定開設者との混信防止の対策・体制 ・受信設備に係る体制の整備	×	○
6. 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与	・特定基地局の利用促進計画(MVNO等)	×	○
7. 電波の能率的な利用の確保	・電波の能率的な利用を確保する技術の導入	×	○
	・メッシュ毎のカバー率(面積カバー率)	×	○
	(いずれも該当がある場合) ・他の既存事業者の周波数利用計画 ・他の既存事業者による周波数利用計画 ・他の既存事業者等の陸上移動局の無線設備と同一筐体の無線設備を使用する陸上移動局を通信の相手方とする計画	×	○

平成 29 年 7 月 12 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成 29 年 7 月 12 日 諮問第 15 号)

[小電力無線システムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(伊藤課長補佐、田野係長、和田係長)

電話：03－5253－5896

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(小電力無線システムの無線局の高度化)

1 諮問の概要

920MHz 帯小電力無線システムの無線局及び 1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の無線局について、IoT 社会の構築に向けた新たな周波数の利用ニーズへの対応や TD-LTE 方式による新たなデジタルコードレス電話の無線局の導入を図るため、必要な技術的条件について、本年 3 月に情報通信審議会技術分科会からそれぞれ一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、これらの小電力無線システムの無線局の技術基準等の規定の見直しを行うものである。

2 変更概要

(1) 920MHz 帯小電力無線システムの無線局の技術基準等の見直し

- ① IoT 向けの電気通信サービス等の新たな利用目的ニーズの拡大に対応するため、無線局の局種を簡易無線局から陸上移動局へ変更する（無線設備の技術基準はこれまでと同様である。）。
- ② 狭帯域の周波数利用における周波数利用効率の向上を図るため、指定周波数帯による規定を追加する。
- ③ その他機器の小型化における利便性を確保するため、空中線電力及び空中線利得の技術基準の緩和等、所要の規定の整備を行う。

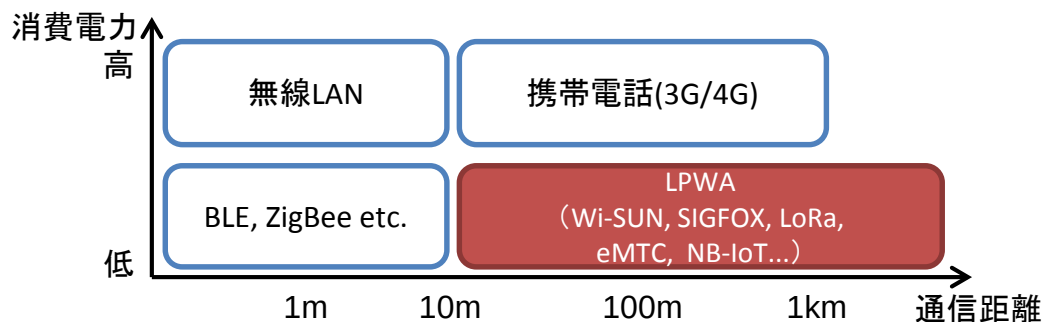
(2) 1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の無線局の技術基準等の見直し

- ① 新たな方式である TD-LTE 方式の導入を図るため、必要な技術基準等の規定を追加する（sPHS 方式を廃止する。）。
- ② DECT 方式について、更なる使用周波数の確保を図るため、使用周波数の拡大や周波数の利用条件の緩和等の規定を見直す。
- ③ その他 TD-LTE 方式及び DECT 方式の無線設備の人体における比吸収率の許容値等の規定の追加等、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

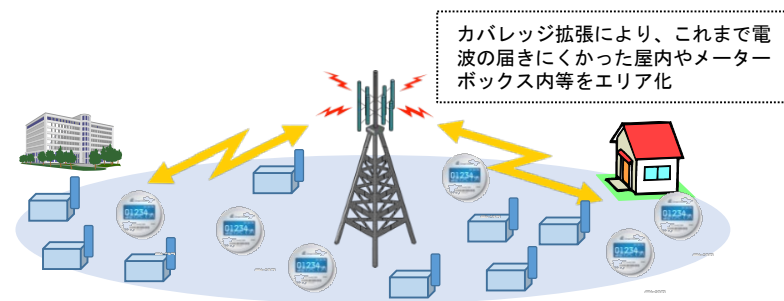
答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（平成 29 年 10 月 1 日の施行を予定）。

- ✓ IoT (Internet of Things) 社会の本格的な到来に向け、**従来よりも低消費電力、広いカバーエリア、低コスト**を可能とするIoT時代の無線通信システムである**LPWA** (Low Power Wide Area) の実現が期待。
- ✓ 具体的には、新たな無線通信システムである**LoRa**、**SIGFOX**や、携帯電話ネットワークを利用する**eMTC** (enhanced Machine Type Communication)、**NB-IoT** (Narrow Band IoT) などが提案され、導入に向けた検討が本格化。



BLE: Bluetooth Low Energy, Wi-SUN: Wireless Smart Utility Network

図：LPWAと既存の通信技術の違い



図：LPWAの利用例（スマートメーター）

システム	新たな無線通信システム		携帯電話システムベース	
	SIGFOX	LoRa	eMTC	NB-IoT
推進団体	SIGFOX(仏)	LoRa Alliance(米)	3GPP	3GPP
使用周波数	920MHz帯(免許不要の周波数帯)	920MHz帯(免許不要の周波数帯)	携帯電話の帯域	携帯電話の帯域
通信速度	上り: 100bps 下り: 600bps	上り/下り 250bps~50kbps程度	上り/下り 300kbps~1Mbps	上り: 62kbps 下り: 21kbps
カバレッジ拡張	数km~数十km	数km~十数km	数km~十数km	数km~十数km
ビジネスモデル	SIGFOX又はパートナー事業者がネットワークを展開し、世界32か国でIoTサービスを展開(2017年3月時点)	LoRa Allianceの認定機器を用いることで、誰でもネットワークを構築可能。42の通信事業者がLoRaを展開しており、世界250ヶ所以上で実証・運用(2017年6月時点)	3GPPリリース13(2016年6月)で仕様化。各国・地域の携帯電話事業者が商用サービス開始に向けた実証等を実施	3GPPリリース13(2016年6月)で仕様化。各国・地域の携帯電話事業者が商用サービス開始に向けた実証等を実施

■ 諮問の背景

- 920MHz帯小電力無線システムは、平成23年に制度化され、主に物流管理やスマートメーター等に広く利用されている。
- 近年、IoT社会の構築を目指し、センサーネットワークとして、数bpsから数十kbps程度の低速な通信速度であるものの、低消費電力で数kmから十数kmの長距離通信が可能なLPWAと称する通信技術が注目されている。
- こうした新たな通信方式や利用形態への対応をはじめ、機器の小型化等、多様化する利用ニーズに対応するため、920MHz帯の小電力無線システムの技術基準等の見直しが求められている。
- 本件は、本年3月の情報通信審議会における技術的条件の答申内容を受けて、多様化する利用目的の拡大に応じた局種の変更や狭帯域周波数の利用等の必要な技術基準について制度整備を行うものである。

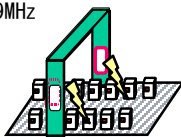
■ 現在の利用イメージ

■ パッシブ系無線システム

○構内無線局(免許、登録)

- ・空中線電力: 1W
- ・周波数帯: 916.7~920.9MHz

例・物流管理



工場等の構内での利用

○特定小電力無線局(免許不要)

- ・空中線電力: 250mW
- ・周波数帯: 916.7~923.5MHz

例・荷物の積み込み
・入庫管理
・集配、回収業務



屋内外、ハンディ型の利用

■ アクティブ系無線システム

○簡易無線局(免許、登録)

- ・空中線電力: 250mW
- ・周波数帯: 920.5~923.5MHz

例・森林監視
・橋梁の損傷管理
・大気計測

屋外の長距離伝送等の利用



○特定小電力無線局(免許不要)

- ・空中線電力: 20mW
- ・周波数帯: 920.5~928.1MHz

例・電力モニタリング
・ガス自動検針

スマートメーター等の利用



○特定小電力無線局(免許不要)

- ・空中線電力: 1mW
- ・周波数帯: 915.9~929.7MHz

例・位置情報支援
・空調管理
・ホームセキュリティ

在宅管理等の利用



■ 920MHz帯のLPWAの通信方式



Wi-SUN方式

Wi-SUNアライアンスにより標準化された方式。多段中継により長距離通信を実現。



LoRa方式

LoRaアライアンスにより標準化された方式。チャープ方式の周波数拡散方式により長距離通信を実現。



Sigfox方式

フランスSigfox社が開発した方式。100Hz幅という狭帯域幅で通信を行うことにより長距離通信を実現。

○ 制度改正のポイント

- 電気通信業務用、公共業務用等の新たな用途への拡大に対応するため、無線局の目的を変更（周波数割当計画の変更※）するとともに、局種について従来の簡易無線局（登録局）から陸上移動局（登録局）へ変更を行う。（周波数・技術基準は変更なし。）
- 狭帯域の周波数を柔軟に使用できるように、周波数の許容偏差による従来の規定に加えて、指定周波数帯による規定を追加する。
- その他、低利得アンテナの使用時における空中線電力の緩和等の技術基準の追加・変更を行う。 ※周波数割当計画の変更は、諮問第16号。

【電波法施行規則】

○局種の変更（簡易無線局⇒陸上移動局）

第16条（登録の対象とする無線局）及び第17条（登録局の無線設備の規格）の規定のうち、920MHz帯簡易無線局に係る規定を削除し、920MHz帯陸上移動局に係る規定を追加する。

【無線設備規則】

○局種の変更（簡易無線局⇒陸上移動局）

第54条（簡易無線局の無線設備）の規定うち920MHz帯を使用する無線設備に係る規定を削除し、当該規定と同等の技術基準として、新たに第49条の34として920MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の技術基準を追加する。その他当該局種変更に伴い、関連規定（第14条、別表第一号、別表第二号、別表第三号）の整備を行う。

○狭帯域の周波数利用への対応

別表第一号（周波数の許容偏差）の規定のうち、920MHz帯の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び陸上移動局（簡易無線局からの局種変更）に係る周波数の許容偏差について、指定周波数帯によることができる旨規定を追加する。

○その他技術基準の変更

第49条の14（特定小電力無線局の無線設備）の規定のうち、920MHz帯を使用する無線設備の技術基準について、低利得アンテナの使用時における空中線電力の緩和等の技術基準の規定を追加・変更する。

【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】

○局種の変更（簡易無線局⇒陸上移動局）

第2条（特定無線設備等）の規定のうち、920MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局を陸上移動局に変更する。その他局種変更に伴い、関連規定（別表第二号）の整備を行う。

※詳細な技術基準の規定については、告示により整備。

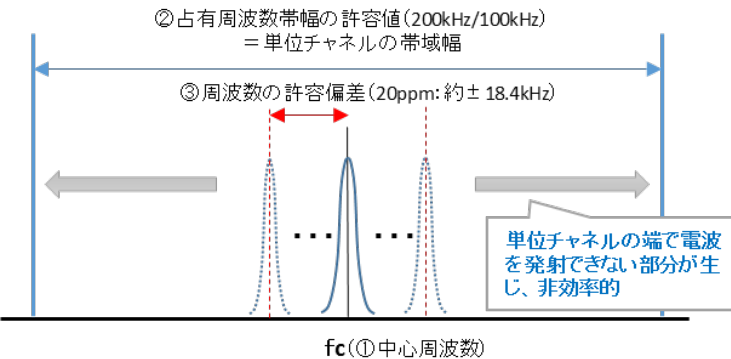
■ 簡易無線局から陸上移動局への局種変更

- 無線局の局種
簡易無線局…簡易な無線通信業務に限定。
- 周波数割当計画
簡易無線通信業務用

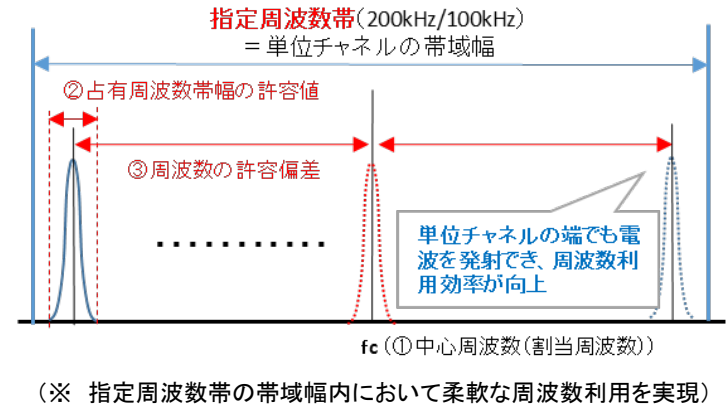
利用目的
の拡大

- 無線局の局種
陸上移動局…業務の制限なし。
 - 周波数割当計画【諮問第16号関係】
電気通信業務用、公共業務用、放送業務用、一般業務用
- (※ 簡易無線局の技術基準等の規定を削除し、新たに陸上移動局として技術基準等の規定を追加 (周波数・技術基準は変更なし))

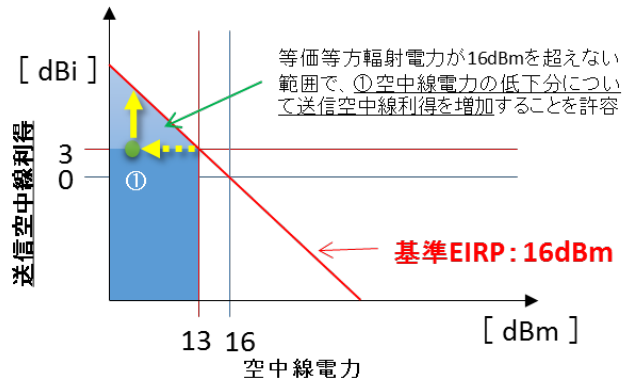
■ 狭帯域の周波数利用への対応



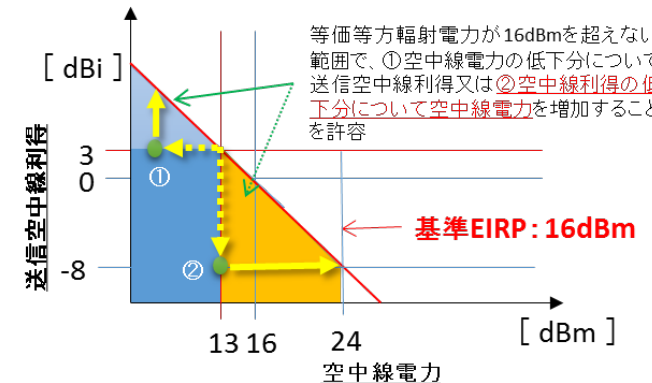
周波数利用
効率の向上



■ 低利得アンテナ使用時における空中線電力の緩和



小型機器での
通信距離の確保



【20mW以下の無線設備の例】

(※ 空中線利得の低下分を空中線電力で補うことが可能)

■ 技術基準の見直し内容と対象システム

簡易無線局から陸上移動局に局種を変更

技術基準の見直し項目		パッシブ系電子タグシステム		アクティブ系小電力無線システム		
		構内無線局 (高出力型:1W)	特定小電力無線局 (中出力型:250mW)	陸上移動局 (高出力型:250mW)	特定小電力無線局 (中出力型:20mW)	特定小電力無線局 (低出力型:1mW)
		免許・登録	免許不要	免許・登録	免許不要	免許不要
狭帯域周波数の使用方法				○	○	○
				単一の単位チャンネル内を使用する場合、単位チャンネルの幅を指定周波数帯として適用できる規定を追加		
その他	電波の型式	○	○			
		電波の型式の制限を撤廃				
	送信時間制限					○
				キャリアセンスを行う場合には、1mW以下の低出力型に中出力型と同じ送信時間制限を適用（低出力型の送信時間制限を緩和）		
	低利得アンテナ利用時の空中線電力		○		○	○
				現行のEIRPを上限に、低利得アンテナ使用時における空中線電力の増力を許容（この場合基準の空中線電力より増力した分、キャリアセンスレベルを引き下げ）		
	識別符号			○	○	○
				電気通信回線に接続する端末設備の識別符号の符号長を見直し（48ビット以上⇒32ビット以上）		

※下線部分は、省令による規定事項

② 1.9GHz帯デジタルコードレス電話の無線局の高度化

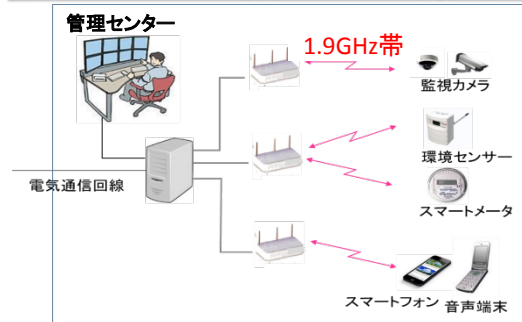
7

■ 諮問の背景

- デジタルコードレス電話の無線局については、1.9GHz帯を使用し、免許を要しない無線局として平成5年にPHS (Personal Handy-phone System) 方式が導入され、事業所や病院内の内線電話として利用がされている。
- 平成22年には、高品質な音声通信などの高機能化を図るため、広帯域の無線システムであるDECT (Digital Enhanced Cordless Telecommunications) 方式及びsPHS (Super PHS) 方式が導入され、DECT方式については家庭内のコードレス電話として普及している。
- 近年のIoT社会における多様な利用ニーズに対応やデータ通信を中心としたシステムへの高度化が求められており、また、PHS方式の後継方式として、携帯電話等の国際標準規格であるLTE (Long Term Evolution) 方式を利用した無線システムの導入が求められている。
- 本件は、本年3月に情報通信審議会における技術的条件の答申内容を受けて、TD-LTE (Time Division LTE) 方式の導入や既存システムの利便性の向上に必要な技術基準について制度整備を行うものである。

■ 利用イメージ

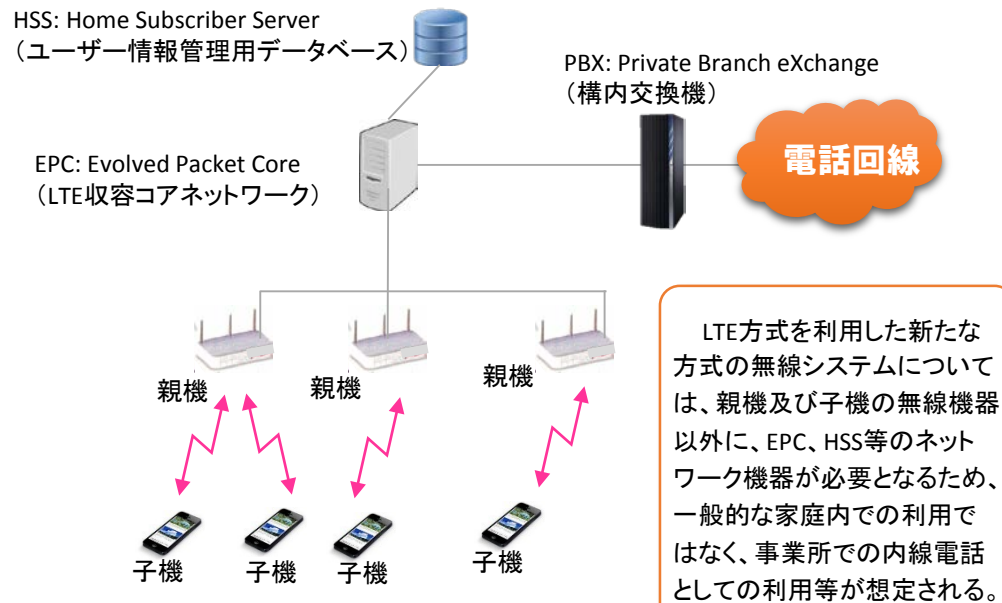
例1：コードレス電話システムの高機能化（オフィス内）



例2：IoTへの利用拡大（工場等の構内）



■ LTE方式のシステム構成（例）



○ 制度改正のポイント

- 1.9GHz帯デジタルコードレス電話の無線局のうち、sPHS方式を廃止し、新たにTD-LTE方式を導入するため、現行のsPHS方式の規定を新たなTD-LTE方式の規定に置き換える。
- DECT方式の需要増加や高度化を踏まえ、新たな周波数の追加及び周波数利用条件の緩和等の技術基準の規定を変更する。
- TD-LTE方式及びDECT方式の無線設備を人体における比吸収率の許容値の対象設備に追加等、所要の規定の整備を行う。

【電波法施行規則】

○TD-LTE方式の周波数等を追加

第6条（免許を要しない無線局）の規定のうち、デジタルコードレス電話の無線局の周波数について、TD-LTE方式及びDECT方式の周波数を追加するとともに、デジタルコードレス電話の無線局の空中線電力について規定を変更する。

【無線設備規則】

○TD-LTE方式の導入及びsPHS方式の廃止

第49条の8の2の3（時分割・直交周波数分割多元接続方式のデジタルコードレス電話の無線局の無線設備）の規定について、従来のsPHS方式を廃止することとし、新たにTD-LTE方式の技術基準を追加するため、既存のsPHS方式の規定からTD-LTE方式の規定に置き換える。その他当該規定の置き換え等に伴い、関連規定（第9条の4、第24条、別表第一号、別表第二号及び別表第三号）の整備を行う。

○DECT方式の高度化に向けた技術基準の見直し

第49条の8の2の2（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）の規定について、空中線電力の表記、チャンネル数に関する規定及び電力制御等の技術基準を変更する。

○その他技術基準の変更

第14条の2（人体における比吸収率の許容値）の規定について、TD-LTE方式及びDECT方式の無線設備を対象設備に追加する。

【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】

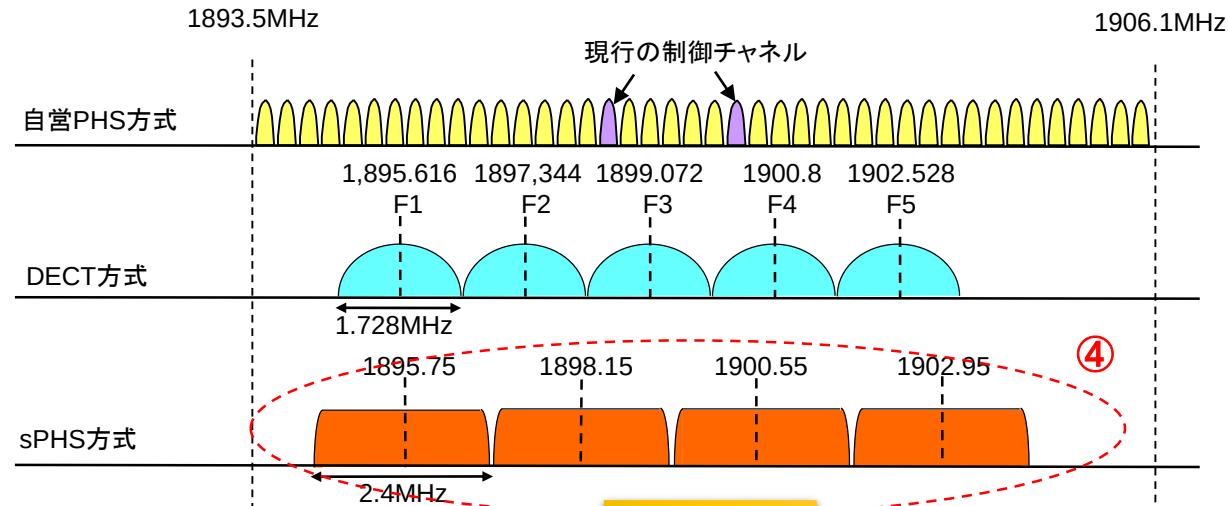
○TD-LTE方式及びDECT方式の人体における比吸収率の測定項目の追加

別表第一号（技術基準適合証明のための審査）の規定のうち、TD-LTE方式及びDECT方式の無線設備の審査に係る人体における比吸収率について、試験項目に追加する。

※詳細な技術基準の規定については、告示により整備。

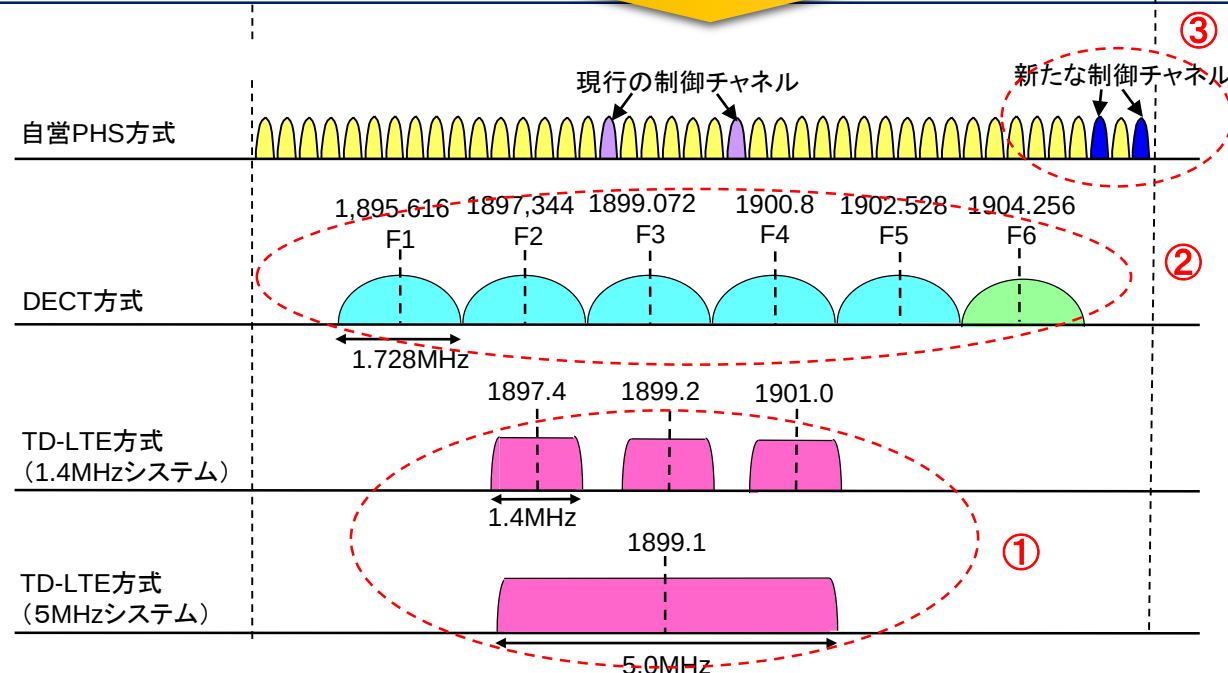
■ 現行の周波数配置

- 自営PHS方式、DECT方式及びsPHS方式の3つの方式が同一周波数帯を共用
- なお、sPHS方式については、市場導入実績はなく、今後も導入予定はない



■ 見直し後の周波数配置

- ① PHSの後継システムとして、TD-LTE方式を導入(1.4MHz幅／5MHz幅)
- ② DECT方式は、周波数需要の増加を踏まえ、新たにF6周波数を追加(自営PHS方式の制御チャンネル保護に配慮しつつ、F2/F3/F4の周波数利用条件等を緩和)
- ③ 異なる方式の更なる周波数共用を図るため、自営PHS方式の制御チャンネル(ch35、ch37)を新たに追加
- ④ sPHS方式を廃止



【参考】TD-LTE方式及びDECT方式の主な技術基準（1.9GHz帯）

10

	TD-LTE方式 【新規追加】	DECT方式【下線が変更箇所】
(1) 周波数帯	1.9GHz帯	1.9GHz帯
(2) キャリア周波数	1.4MHzシステム 1897.4MHz、1899.2MHz、1901.0MHz 5MHzシステム 1899.1MHz	1,895.616MHz、1,897.344MHz、1,899.072MHz、 1900.800MHz、1902.528MHz、 <u>1904.256MHz</u>
(3) 通信方式、多重化方式等	TDMA又はSC-FDMAの組み合わせ-TDD	TDMA-TDD
(4) 変調方式	親機：BPSK、QPSK、16QAM、64QAM、256QAM 子機：BPSK、QPSK、16QAM、64QAM	GFSK、 $\pi/2$ -DBPSK、 $\pi/4$ -DQPSK、 $\pi/8$ -D8PSK、16QAM又は64QAM
(5) 周波数許容偏差	0.25×10^{-6}	10×10^{-6}
(6) 占有周波数帯幅	1.4MHzシステム：1.4MHz 5MHzシステム：5MHz	1.728MHz
(7) 空中線電力	1.4MHzシステムの場合：100mW以下 5MHzシステムの場合： 親機 200mW以下 子機 100mW以下	<u>240mW以下</u>
(8) 空中線利得	4dBi以下	4dBi以下
(9) 伝送速度	規定しない	1.152Mbps（GFSK時）
(10) フレーム長	10msec	10msec
(11) スプリアス領域における不要発射の強度	-36dBm/MHz以下	-36dBm/MHz以下
(12) キャリアセンス① （通話チャネル保護）	連続する2フレーム以上にわたり、以下のキャリアセンスレベル以下であること。 親機及び子機それぞれがキャリアセンスする場合 1.4MHzシステム：-62dBm以下、5MHzシステム：-56dBm以下 親機が子機のキャリアセンスを代行する場合 1.4MHzシステム：-68dBm以下、5MHzシステム：-64dBm以下	連続する2フレーム（20msec）以上の時間にわたり-62dBm以下
(13) キャリアセンス② （自営PHSチャネル制御チャネル※（ch12、ch18）保護）	1.4MHzシステムの場合 -75dBm以下 5MHzシステムの場合 -82dBm以下	-82dBm以下
(14) 誤接続の防止等	24ビット以上の識別符号長であること IMSIを識別符号とする	親機の識別符号長は40ビット、 子機及び中継機の識別符号長は36ビット

※ 自営PHS方式の制御チャネルとして今回追加されたch35（1905.35MHz）及びch37（1905.95MHz）の2波は、キャリアセンスの対象外。

＜施行期日＞ 平成29年10月1日から施行

＜経過措置＞

○ 施行日前に既に登録を受けた920MHz帯簡易無線局の取扱い

① 改正後の陸上移動局の無線設備として登録を受けたものとみなす。

○ 施行日前に既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた簡易無線局の無線設備の取扱い

② 改正前に付された適合表示設備の表示については、改正後の陸上移動局の適合表示設備の表示とみなす。

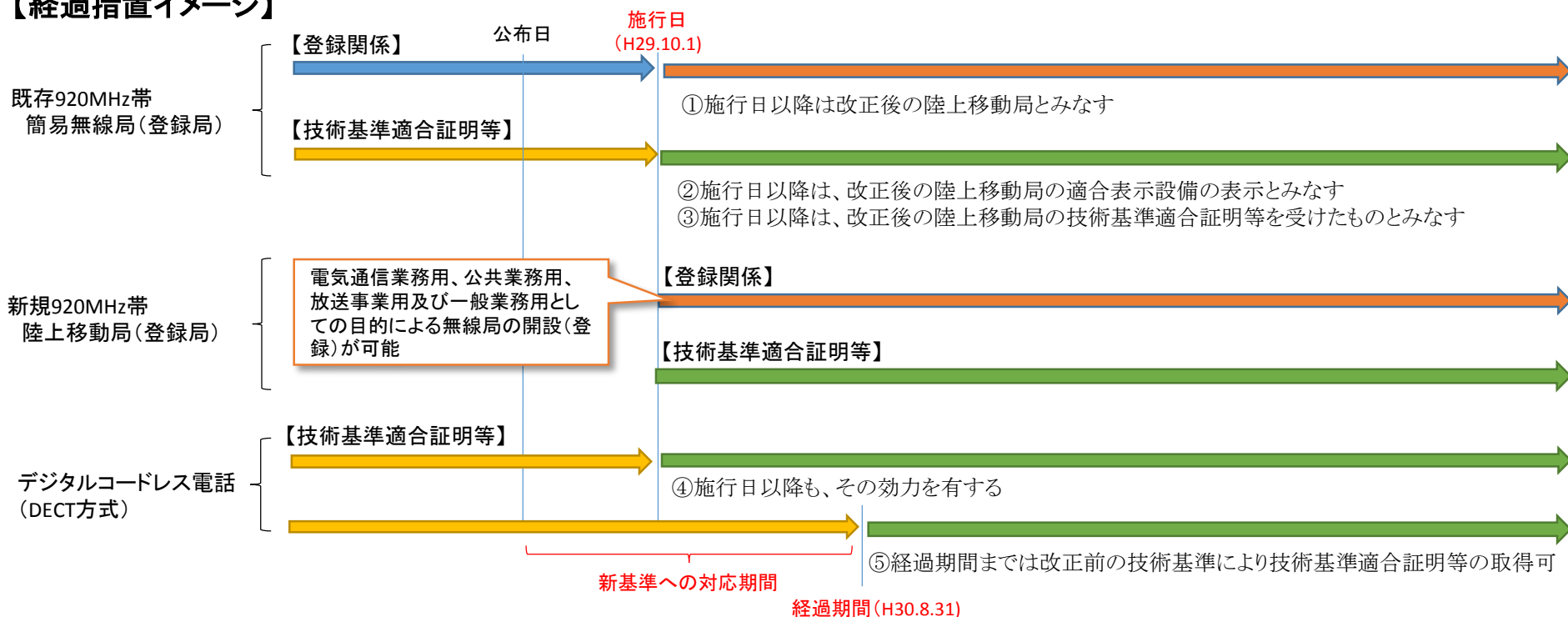
③ 改正前に受けた技術基準適合証明又は工事設計認証は、改正後の陸上移動局の技術基準適合証明又は工事設計認証を受けたものとみなす。

○ デジタルコードレス電話(DECT方式)の技術基準の変更に対応するための経過措置

④ 改正前に受けたデジタルコードレス電話(DECT方式)の技術基準適合証明又は工事設計認証は、改正後においても、その効力を有する。

⑤ デジタルコードレス電話(DECT方式)については、平成30年8月31日(公布後約1年間)までは、改正前の規定により技術基準適合証明又は工事設計認証の取得を可能とする(この場合、効力は④の規定を準用する。)

【経過措置イメージ】



平成 29 年 7 月 12 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成 29 年 7 月 12 日 諮問第 16 号)

[小電力無線システムの無線局の高度化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(竹下周波数調整官、西森第二計画係長)

電話：03－5253－5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について (小電力無線システムの無線局の高度化)

1 諮問の概要

920MHz 帯の小電力無線システムの無線局については、平成 23 年に制度化され、移動体識別やスマートメーター等に広く利用されている。近年の多様化するセンサーネットワークの構築に向けて、センサーの検知情報等の低速通信利用ニーズがあることから、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）において、既存システムとの周波数共用を図りつつ必要な技術的条件について検討が進められ、平成 29 年 3 月に、情報通信審議会情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）から「920MHz 帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」の一部答申を受けた。

また、1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の無線局については、免許を要しない無線局として平成 5 年（1993 年）に自営 PHS 方式を制度化し、平成 22 年（2010 年）には、高品質な音声通信、高速データ通信などの高機能化を図るため、DECT（Digital Enhanced Cordless Telecommunications）方式及び sPHS 方式を制度化している。近年の IoT 社会における多様化する利用ニーズに対応するため、従来の方式に加え、携帯電話等の国際標準規格である TD-LTE 方式を利用した方式の導入に向け、委員会において、技術的条件の検討が進められ、平成 29 年 3 月に分科会から「デジタルコードレス電話の無線局の高度化に係る技術的条件」の一部答申を受けた。

これらを踏まえ、920MHz 帯小電力無線システム及び 1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の高度化のため、周波数割当計画を変更するものである。

2 変更概要

(1) 920MHz 帯の小電力無線システムの無線局

様々な無線局の目的で利用可能とするため、915MHz から 930MHz における周波数割当表の無線局の目的に、新たに「電気通信業務用、公共業務用、放送事業用」の項目を追加し、「簡易無線通信業務用」を削除する。また、無線設備の規格において単位チャンネル（一の単位チャンネルは 200kHz 幅）ごとに周波数を使用するとしたことから、別表 9-1（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表）のうち、915.9MHz から 928.1MHz 帯及び 928.1MHz から 929.7MHz 帯

の周波数の電波を使用する無線設備について、「単位チャネル」ごとに規定する。

これにより、電気通信事業用での利用等、多様化する利用ニーズに対応し、更なる利便性の向上に寄与することが期待される。

(2) 1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の無線局

別表 8－6（デジタルコードレス電話の無線局の周波数表）のうち、DECT 方式の割当周波数（1895.616MHz から 1902.528MHz まで）においては、1895.616MHz から 1904.256MHz までの周波数を使用することができるよう変更する。この変更によって、DECT 方式で使用可能な周波数が 1 チャネル追加される。また、新たに TD-LTE 方式に使用可能な周波数として同表に 1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz 及び 1901MHz を追加する。

これにより、デジタルコードレス電話の無線局のうち、自営 PHS 方式、DECT 方式及び TD-LTE 方式の 3 つの方式の導入が可能となり、今後の更なる周波数の効率的な利用が期待される。さらに、DECT 方式の高度化及び TD-LTE 方式の導入により、今後普及が期待される IoT 製品と連携した高機能なシステムの構築が可能となり、近年の IoT 社会における多様化する利用ニーズへの対応が期待される。

(3) その他規定の整備

(1) の変更に伴い、別表 7－5（920.5-923.5MHz 帯簡易無線局の周波数表）の削除、別表番号の振替等、形式的な修正を行う。

3 施行期日

答申受領後、平成 29 年 10 月 1 日に関連規定と併せて、周波数割当計画を変更する予定。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、平成 29 年 5 月 23 日（火）から同年 6 月 21 日（水）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見の提出は無かった。

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (小電力無線システムの無線局の高度化)

(1) 920MHz帯小電力無線システムの無線局の高度化

諮問の概要

「920MHz帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」について、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において既存システムとの周波数共用を図りつつ、必要な技術的条件について検討が進められ、平成29年3月31日に情報通信審議会から一部答申を受けたことに伴い、周波数割当計画を変更するものである。

変更の概要

915MHzから930MHzにおける周波数割当表の無線局の目的に、新たに「電気通信業務用、公共業務用、放送事業用」の項目を追加し、「簡易無線通信業務用」を削除する。

また、無線設備の規格において単位チャネル(一の単位チャネルは200kHz幅)ごとに周波数を使用するとしたことから、別表9-1のうち、915.9MHzから928.1MHz帯及び928.1MHzから929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備について、「単位チャネル」ごとに規定する。

使用のイメージ

■ パッシブ系無線システム

○ 構内無線局(免許、登録)

- ・空中線電力: 1W
- ・周波数帯: 916.7～920.9MHz

例・物流管理



工場等の構内での利用

○ 特定小電力無線局(免許不要)

- ・空中線電力: 250mW
- ・周波数帯: 916.7～923.5MHz

例・荷物の積込み
・入庫管理
・集配、回収業務



屋内外、ハンディ型の利用

■ アクティブ系無線システム

○ 簡易無線局(免許、登録)

- ・空中線電力: 250mW
- ・周波数帯: 920.5～923.5MHz

例・森林監視
・橋梁の損傷管理
・大気計測

屋外の長距離伝送等の利用

○ 特定小電力無線局(免許不要)

- ・空中線電力: 20mW
- ・周波数帯: 920.5～928.1MHz

例・電力モニタリング
・ガス自動検針

スマートメータ等の利用

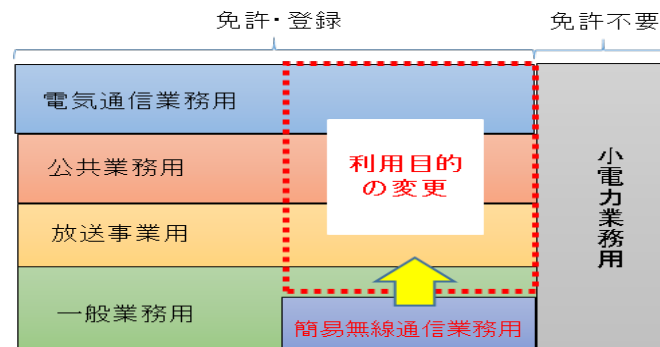
○ 特定小電力無線局(免許不要)

- ・空中線電力: 1mW
- ・周波数帯: 915.9～929.7MHz

例・位置情報支援
・空調管理
・ホームセキュリティ

在宅管理等の利用

○ 周波数割当区分 (放送用及びアマチュア業務用を除く。)



※ 簡易無線通信業務用から他の通信業務用へ利用目的を変更

変更のイメージ

➡ これにより、電気通信事業用での利用等、多様化する利用ニーズに対応し、更なる利便性の向上に寄与することが期待される。

(2) 1.9GHz帯デジタルコードレス電話の無線局の高度化

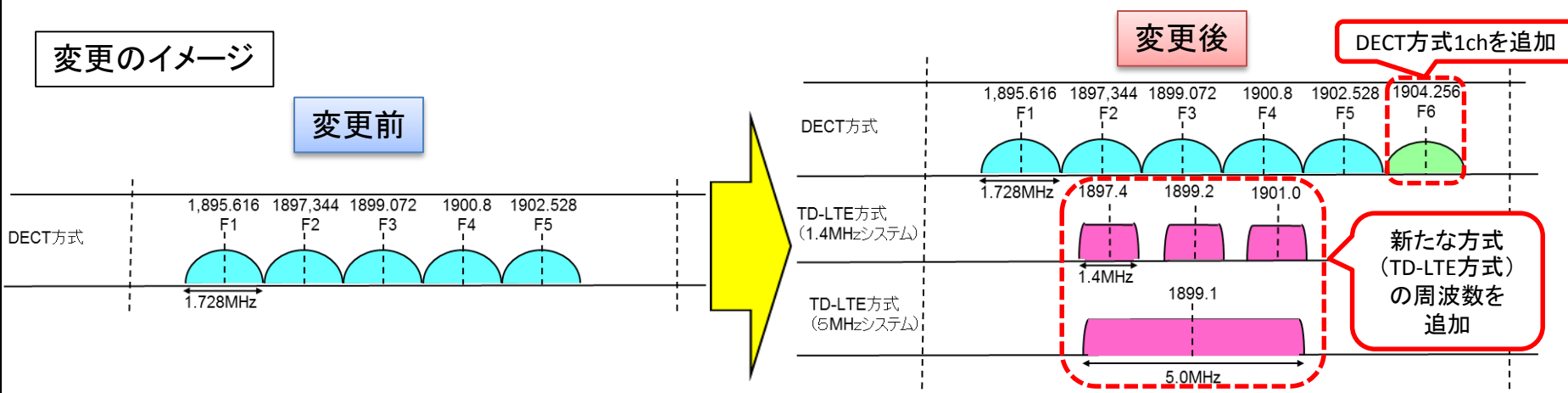
諮問の概要

平成14年9月30日付け諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち、「デジタルコードレス電話の無線局の高度化に係る技術的条件」について、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において検討が進められ、平成29年3月31日に情報通信審議会から一部答申を受けたことに伴い、周波数割当計画を変更するものである。

変更の概要

別表8-6(デジタルコードレス電話の無線局の周波数表)について、DECT方式の周波数を1チャンネル追加するとともに、新たにTD-LTE方式に使用可能な周波数として1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz及び1901MHzを追加する。

変更のイメージ



⇒ これにより、今後普及が期待されるIoT製品と連携した高機能なシステムの構築が可能となり、近年のIoT社会における多様化する利用ニーズへの対応が期待される。

平成 29 年 7 月 12 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成 29 年 7 月 12 日 諮問第 17 号)

[eMTC及びNB-IoTの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(高橋課長補佐、宮良係長)

電話：03－5253－5893

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (eMTC 及び NB-IoT の導入)

1 諮問の概要

近年、電波の利用は、我々の日常生活に不可欠な存在となったスマートフォンなどの移動通信システムはもとより、交通、建設、セキュリティ、医療など、様々な分野での利活用が進んでいる。さらに、自動車、家電、ロボットなど、あらゆる「モノ」がネットワークにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出す IoT 時代の本格的な到来が予測されており、電波利用ニーズの更なる増加や IoT 時代に対応可能な新たな無線システムの実現が期待されており、3GPP 等の国際的な標準化団体においても携帯電話をベースとした IoT 技術である eMTC 及び NB-IoT[※]について検討がなされている。

総務省では、平成 29 年 5 月 19 日に「LTE-Advanced 等の高度化に関する技術的条件」について、情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

同答申を踏まえ、eMTC 及び NB-IoT の導入のため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

※eMTC: enhanced Machine Type Communication, NB-IoT: Narrow Band Internet of Things

2 変更概要

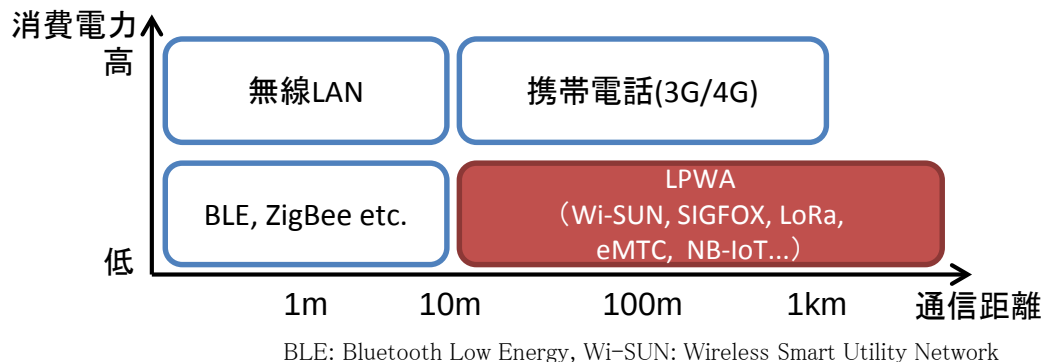
- 包括免許の対象として eMTC 及び NB-IoT の規格を追加 (電波法施行規則 第 15 条の 3)
- eMTC 及び NB-IoT の空中線電力の許容偏差を追加 (無線設備規則 第 14 条)
- LTE (FDD 方式) への eMTC 及び NB-IoT の導入に必要な規定を整備 (無線設備規則 第 49 条の 6 の 9)
- BWA への eMTC の導入に必要な規定を追加 (無線設備規則 第 49 条の 29)
- eMTC 及び NB-IoT の周波数の許容偏差を追加 (無線設備規則 別表第 1 号)
- eMTC 及び NB-IoT の占有周波数帯幅の許容値の規定を追加 (無線設備規則 別表第 2 号 第 12、第 52)
- eMTC 及び NB-IoT の導入に伴う特定無線設備の追加 (特定無線設備の技術適合証明等に関する規則 第 2 条)

3 施行期日

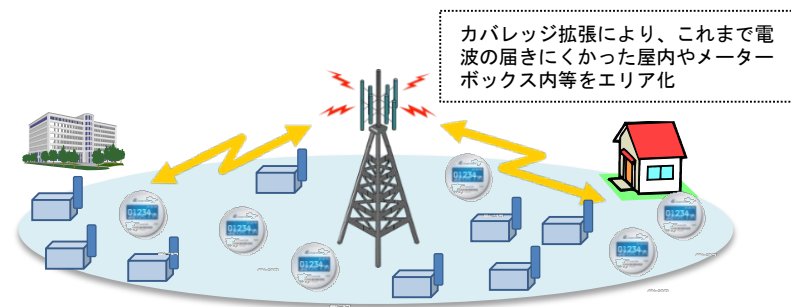
答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

背景

- ✓ IoT (Internet of Things) 社会の本格的な到来に向け、**従来よりも低消費電力、広いカバーエリア、低コスト**を可能とするIoT時代の無線通信システムである**LPWA** (Low Power Wide Area) の実現が期待。
- ✓ 具体的には、新たな無線通信システムである**LoRa**、**SIGFOX**や、携帯電話ネットワークを利用する**eMTC** (enhanced Machine Type Communication)、**NB-IoT** (Narrow Band IoT) などが提案され、導入に向けた検討が本格化。



図：LPWAと既存の通信技術の違い

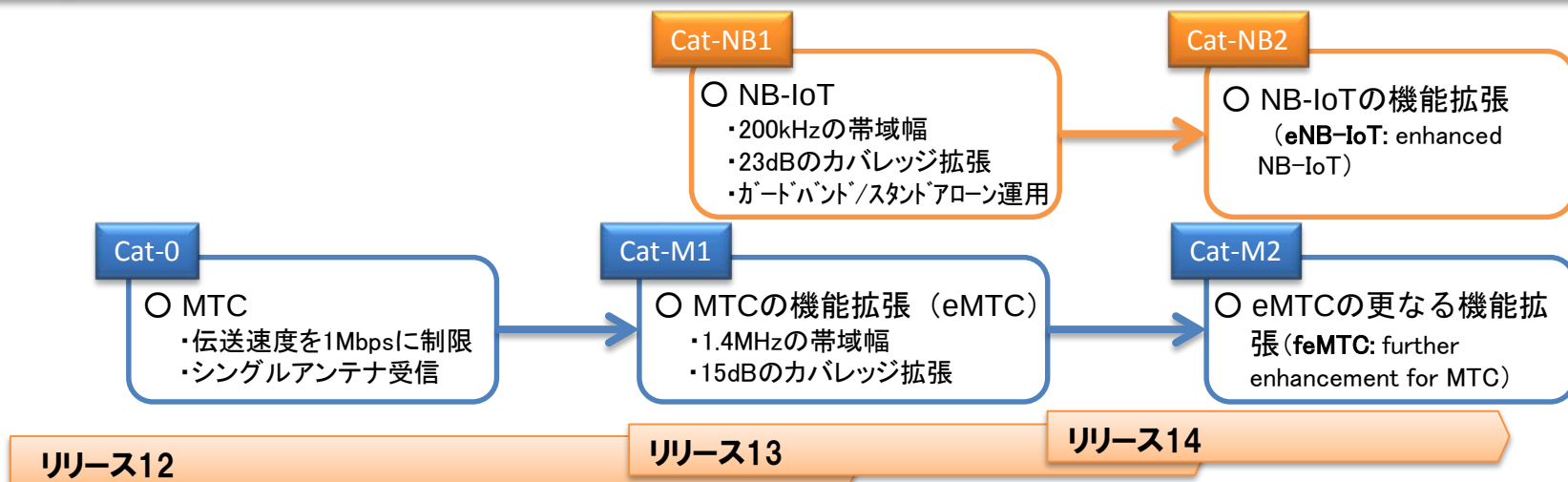


図：LPWAの利用例（スマートメーター）

システム	新たな無線通信システム		携帯電話システムベース	
	SIGFOX	LoRa	eMTC	NB-IoT
推進団体	SIGFOX(仏)	LoRa Alliance(米)	3GPP	3GPP
使用周波数	920MHz帯(免許不要の周波数帯)	920MHz帯(免許不要の周波数帯)	携帯電話の帯域	携帯電話の帯域
通信速度	上り:100bps 下り:600bps	上り/下り 250bps~50kbps程度	上り/下り 300kbps~1Mbps	上り:62kbps 下り:21kbps
カバレッジ拡張	数km~数十km	数km~十数km	数km~十数km	数km~十数km
ビジネスモデル	SIGFOX又はパートナー事業者がネットワークを展開し、世界32か国でIoTサービスを展開(2017年3月時点)	LoRa Allianceの認定機器を用いることで、誰でもネットワークを構築可能。42の通信事業者がLoRaを展開しており、世界250ヶ所以上で実証・運用(2017年6月時点)	3GPPリリース13(2016年6月)で仕様化。各国・地域の携帯電話事業者が商用サービス開始に向けた実証等を実施	3GPPリリース13(2016年6月)で仕様化。各国・地域の携帯電話事業者が商用サービス開始に向けた実証等を実施

3GPPにおける検討状況

- ✓ IoT時代の到来を見据え、3GPP(3rd Generation Partnership Project)において、省電力等を実現するIoT向けの移動通信システムの検討が本格化。
- ✓ 2016年6月に策定された3GPP リリース13において、1Mbpsの伝送速度に対応した「eMTC」と伝送速度を抑えた「NB-IoT」の仕様を策定。



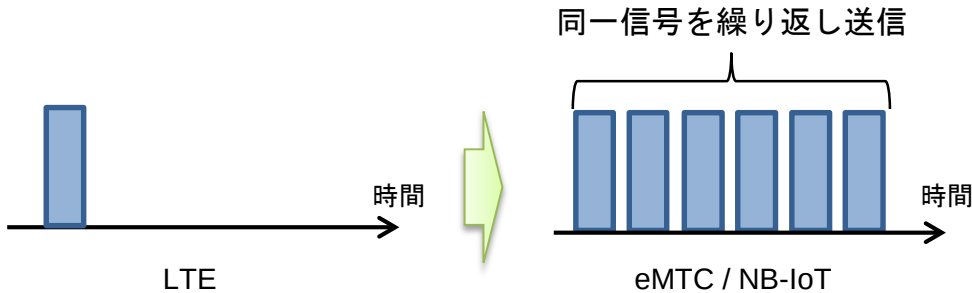
表：LTE-AdvancedとeMTC/NB-IoTの比較

	LTE-Advanced	eMTC	NB-IoT
周波数	全LTEバンド	1(2GHz), 2, 3(1.7GHz), 4, 5, 7, 8(900MHz), 11(1.5GHz), 12, 13, 18(800MHz), 19(800MHz), 20, 21(1.5GHz), 26(800MHz), 27, 28(700MHz), 31【FDD/HD-FDD】、39, 41(2.5GHz)【TDD】	1(2GHz), 2, 3(1.7GHz), 5, 8(900MHz), 11(1.5GHz), 12, 13, 17, 18(800MHz), 19(800MHz), 20, 21(1.5GHz), 25, 26(800MHz), 28(700MHz), 31, 66, 70 (注)バンド21は、2017年6月に標準化完了見込み。
通信方式	FDD、TDD	FDD、HD-FDD、TDD	HD-FDD
コスト	—	シングルアンテナ(MIMO非対応)、半二重、データ処理の簡素化などにより、構造を簡素化し、低コストを実現	シングルアンテナ(MIMO非対応)、半二重、データ処理の簡素化などにより、構造を簡素化し、低コストを実現
バッテリー寿命目標	—	10年以上(※1)	10年以上(※1)
カバレッジ拡張	—	15dB(※2)	23dB(※2)
モビリティ対応	あり	あり	ハンドオーバー非対応

※1 省電力モードの導入、空中線電力の低減などにより、単三電池2本で10年駆動を実現、※2 対LTE比の値。繰り返し送信などにより、建物内部や鉄板の内側などこれまで圏外だったエリアへのカバレッジ拡張を実現

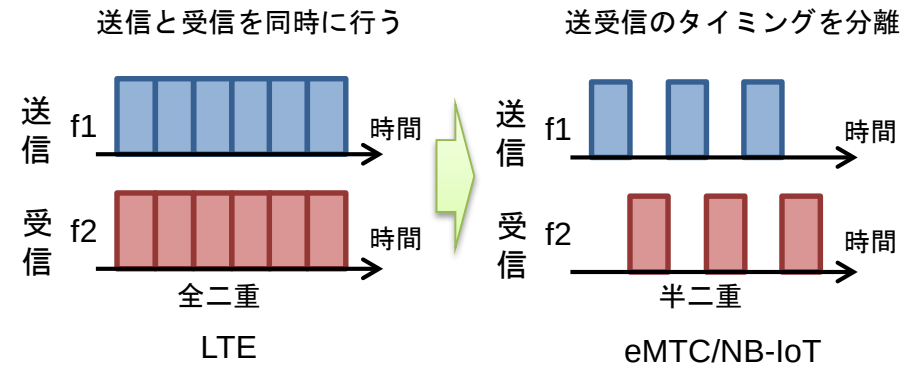
繰り返し送信技術の導入

信号を繰り返し送信することで、通信品質を向上させ、カバレージを拡張する技術（Repetition）



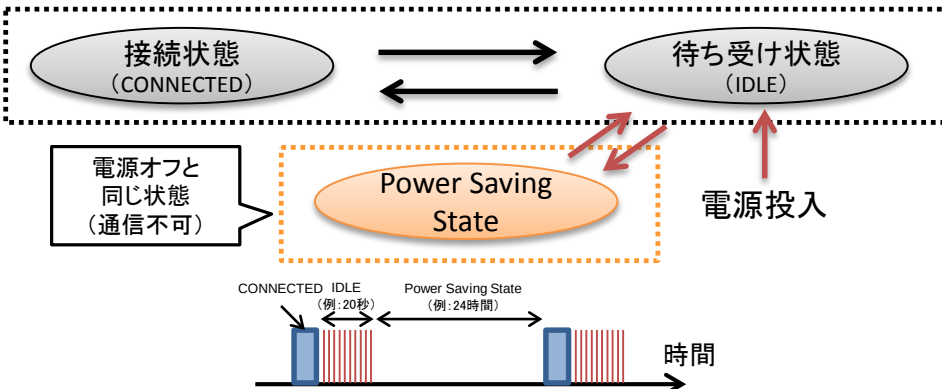
送受信タイミングの分離

送信と受信を同時に行わないことで、端末の構造を簡素化し、低コスト化を実現する技術



省電力モード(PSM)の追加

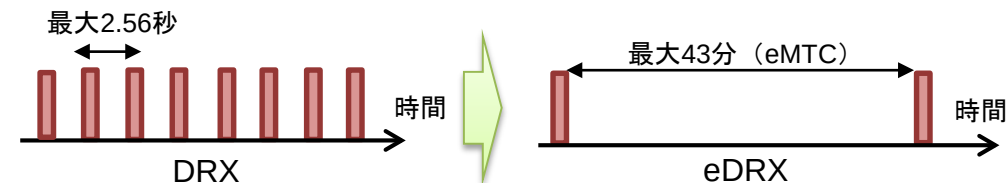
ネットワークへの接続性を維持しつつ、端末が一定時間、(例:24時間)電源を落としたのと同じ状態(省電力モード)に遷移することで、省電力を実現する技術



受信間隔の拡張

間欠的な信号受信により、受信していない間の一部の機能を停止させることで、消費電力を抑えるDRXの受信間隔を最大2.56秒(LTE)から最大43分(eMTC)/2.91時間(NB-IoT)に拡張し、更なる低消費電力を実現する技術(eDRX※)

※ extended Discontinuous Reception

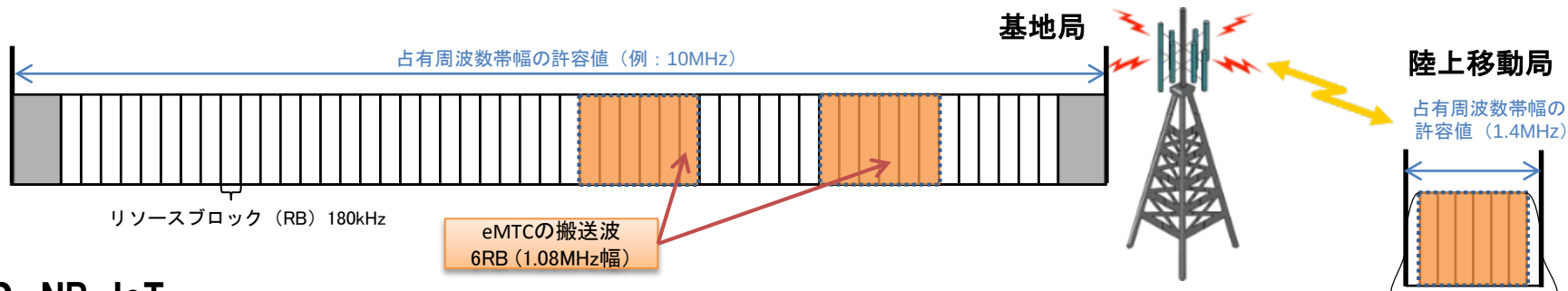


- 総務省では、平成29年5月19日に「LTE-Advanced等の技術的条件」について、情報通信審議会から一部答申を受けた。
- 同答申を踏まえ、既存の携帯電話網(基地局等)を活用することで、迅速なサービス提供を可能とする携帯電話システム(LTE-Advanced)等をベースとしたIoT時代の無線システムであるeMTC及びNB-IoT*の導入を行うため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

※ eMTC: enhanced Machine Type Communication、NB-IoT: Narrow Band IoT

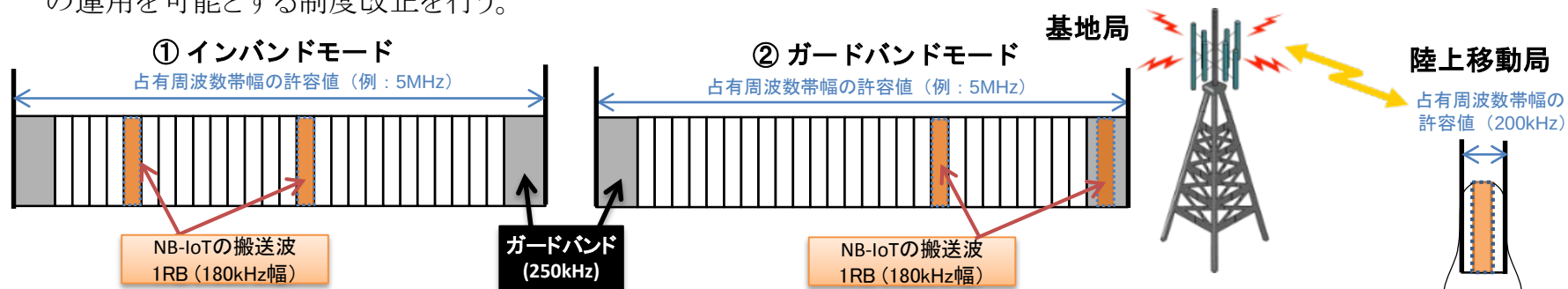
1. eMTC

- ✓ eMTCは、ウェアラブル機器など低～中速の移動に対応し、比較的伝送速度を要するIoTサービスでの利用が想定。
- ✓ 既存の携帯電話等の技術基準(LTE及びBWA)を改正し、eMTC陸上移動局の運用を可能とする制度改正を行う。



2. NB-IoT

- ✓ NB-IoTは、スマートメータなど少量のデータ通信向けIoTサービスでの利用が想定。
- ✓ 既存の携帯電話の技術基準(LTE)を改正し、NB-IoT陸上移動局の運用、既存の占有周波数帯幅の許容置の範囲内でガードバンドを除く範囲で搬送波を送信する①「インバンドモード」基地局に加え、ガードバンドを含め搬送波を送信する②「ガードバンドモード」基地局の運用を可能とする制度改正を行う。



対象規定	改正概要	改正内容
施行規則 第15条の3 (特定無線局の無線設備の規格)	包括免許の対象としてeMTC/NB-IoTの陸上移動局の規格追加	○ LTEのeMTC/NB-IoT陸上移動局の規格を追加(第2項第8号、第9号) ○ BWAのeMTC陸上移動局の規格を追加(第2項第19号)
設備規則 第14条 (空中線電力の許容偏差)	eMTC/NB-IoT陸上移動局の空中線電力の許容偏差の追加	○ LTEのeMTC/NB-IoT陸上移動局の規定を追加(表十四) ○ BWAのeMTC陸上移動局の規定を追加(表十六)
〃 第49条の6の9 (LTE-Advanced(FDD方式)の無線設備)	LTEのeMTC/NB-IoT陸上移動局の導入	○ eMTC陸上移動局の通信方式、変調方式、空中線電力等に係る規定を追加(第1項、第5項) ○ NB-IoT陸上移動局の通信方式、変調方式、空中線電力等に係る規定を追加(第1項、第6項)
〃 第49条の29 (BWAの無線設備)	BWAのeMTC陸上移動局の導入	○ eMTC陸上移動局の通信方式、変調方式、空中線電力等に係る規定を追加(第1項、第7項)
〃 別表第1号 (周波数の許容偏差)	eMTC/NB-IoT陸上移動局の周波数の許容偏差の追加	○ LTEのeMTC/NB-IoT陸上移動局の規定を追加(注31(1)キ) ○ BWAのeMTC陸上移動局の規定を追加(注31(20)イ)
〃 別表第2号 (占有周波数帯幅の許容値)	eMTC/NB-IoT陸上移動局の占有周波数帯幅の許容値の追加	○ LTEのeMTC/NB-IoT陸上移動局の規定を追加(第12) ○ BWAのeMTC陸上移動局の規定を追加(第52)
証明規則 第二条 (特定無線設備等)	eMTC/NB-IoTの導入に伴う特定無線設備の追加	○ LTEのNB-IoTのガードバンドモードに対応した中継局/基地局の規定を追加(第1項10の2、11の24の4、5、6) ○ LTEのeMTC/NB-IoT陸上移動局の規定を追加(第1項11の19の2、11の19の3) ○ BWAのeMTC陸上移動局の規定を追加(第1項54の4)

※施行規則：電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）
 設備規則：無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）
 証明規則：特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）

電波監理審議会会長会見用資料

平成 29 年 7 月 12 日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部
を改正する省令案について
(平成 29 年 7 月 12 日 諮問第 18 号)

[公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

重要無線室

(伊藤課長補佐、川津原係長)

電話：03－5253－5888

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について (公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に伴う制度整備)

1 諮問の概要

公共ブロードバンド移動通信システムは、災害等の現場での公共機関による機動的かつ確実な映像伝送を実現するため、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数帯となった VHF 帯の一部（200MHz 帯）に導入されたシステムであり、主に陸上での対向による映像伝送に利用されている。

災害等の現場で、船上で撮影した映像の関係機関への伝送などの海上での利用に対するニーズや、対向による伝送が困難な様々な地勢における被災地の状況の災害対策本部への伝送などの多段中継による利用に対するニーズが高まっていることを踏まえ、公共ブロードバンド移動通信システムの高度化（海上利用及び多段中継利用）について、平成 28 年 12 月より情報通信審議会において技術的条件を検討し、平成 29 年 5 月に答申を受けたところ。

これを踏まえ、「公共ブロードバンド移動通信システム」の高度化に係る無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 公共ブロードバンド移動通信システムの無線局種の追加【設備規則】

公共ブロードバンド移動通信システムに海上での利用を導入するため、無線局種に携帯基地局及び携帯局を追加

(2) 公共ブロードバンド移動通信システムの多段中継利用のための技術基準策定【設備規則】

公共ブロードバンド移動通信システムに多段中継利用を導入するため、情報通信審議会で答申を受けた「公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する技術的条件」に基づき、技術基準を策定

(3) 特定無線設備の対象に公共ブロードバンド移動通信システムの携帯基地局及び携帯局を追加【証明規則】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

諮問の背景

- 公共ブロードバンド移動通信システム（以下「公共BBシステム」という。）は、災害等の現場において公共機関が機動的かつ確実な映像伝送を実現するため、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数帯となったVHF帯の一部（200MHz帯）に導入されたシステムであり、主に陸上での対向による映像伝送に利用されている。
- 災害等の現場では、船上で撮影した映像の関係機関への伝送などの海上での利用や、対向による伝送が困難な様々な地勢における被災地の状況の災害対策本部への伝送などの多段中継による利用に対するニーズが高まっていることを踏まえ、公共BBシステムの高度化（海上利用及び多段中継利用）について、平成28年12月より情報通信審議会において技術的条件を検討し、平成29年5月に答申を受けたところ。
- これを踏まえ、公共BBシステムの高度化に係る無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正を行うものである。

公共ブロードバンド移動通信システムの現状

- 映像伝送を行うために利用される衛星通信車が容易に立ち入ることができないような災害等の現場において、初動対応通信を確保するための機動性のあるシステムとして利用。
- 200MHz帯の特性である回り込みを利用した、通信による見通しが確保できない場所での使用に適しており、例えば平成28年4月に発生した熊本地震の際には、国土交通省九州地方整備局は、公共BBシステムを見通しが確保できない現場に設置し、被災地の道路状況の把握に活用。
- 送受信間の距離が長くなるような場合は、公共BBシステムによる被災地の映像を衛星通信車等により受信先へ伝送。

<公共BBシステムの利用（現状）>



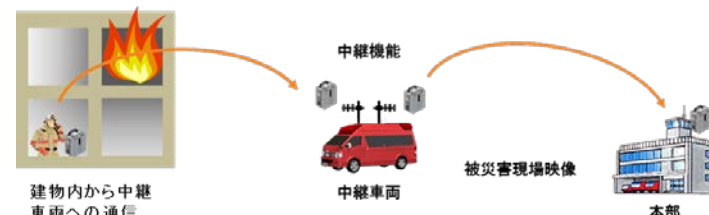
高度化イメージ

<海上多段中継利用>

<海上利用>



<陸上多段中継利用>



1 公共BBシステムの無線局種の追加

(設備規則第24条第22項及び第49条の30第1項から第3項まで)

既存の公共BBシステムでは、陸上での利用のみを想定し、無線局種は「基地局」及び「陸上移動局」であったが、沿岸部から離れた海上での利用を可能とするため、無線局種に「携帯基地局※1」及び「携帯局」を追加。

※1：携帯局（陸上、海上、上空で利用できる無線局）と通信を行う基地局

2 公共BBシステムの多段中継利用のための技術基準策定

(設備規則第49条の30第1項第1号、第2号、第4号及び第5号、第2項第2号及び第4号並びに第3項第1号、第2号及び第4号並びに別表第2号第57)

多段中継利用の早期実用化のため、無線方式や他システムとの共用条件については既存の公共BBシステムの技術基準と同一とし、それ以外については以下のとおり多段中継利用を行う場合の技術基準を策定。

【周波数インターリーブを行う場合】

分割数		9	8	7	6	5	4	3	2	
チャンネル間隔		5MHz※2								
空中線電力	基地局／携帯基地局	2.22W	2.5W	2.85W	3.33W	4 W	5 W	6.66W	10W	20W※2
	陸上移動局／携帯局	555mW	625mW	714mW	833mW	1 W	1.25W	1.66W	2.5W	5 W※2
隣接チャンネル漏えい電力に係る	離調周波数	5MHz※2								
	周波数幅	4.8MHz※2								
占有周波数帯幅の許容値		4.9MHz※2								

【周波数インターリーブを行わない場合】

チャンネル間隔		555kHz	625kHz	714kHz	833kHz	1MHz	1.25MHz	1.66MHz	2.5MHz	5MHz
空中線電力	基地局／携帯基地局	2.22W	2.5W	2.85W	3.33W	4 W	5 W	6.66W	10W	20W※2
	陸上移動局／携帯局	555mW	625mW	714mW	833mW	1 W	1.25W	1.66W	2.5W	5 W※2
隣接チャンネル漏えい電力に係る	離調周波数	555kHz	625kHz	714kHz	833kHz	1MHz	1.25MHz	1.66MHz	2.5MHz	5MHz※2
	周波数幅	534kHz	600kHz	686kHz	800kHz	0.96MHz	1.2MHz	1.6MHz	2.4MHz	4.8MHz※2
占有周波数帯幅の許容値		545KHz	613kHz	700kHz	817kHz	980kHz	1.23MHz	1.64MHz	2.45MHz	4.9MHz※2

※2：既存の公共BBシステムの技術基準と同一

3 特定無線設備の対象に公共BBシステムの携帯基地局及び携帯局を追加

(証明規則第2条第1項第61号、第61の2号、第62号及び第62の2号、別表第一号及び様式第7号)

カテゴリー	現行基準																
通信方式	TDD (Time Division Duplex: 時分割複信)方式																
多重化方式	- OFDMA (Orthogonal Frequency Division Multiple Access: 直交周波数分割 多元接続)方式 (上り回線) - OFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplexing: 直交周波数分割多重)方式及びTDM (Time Division Multiplexing: 時分割多重)方式の複合方式 (下り回線)																
変調方式	- QPSK (Quadrature Phase Shift Keying: 4相位相変調)、16QAM (16 Quadrature Amplitude Modulation: 16 値直交振幅変調)又は64QAM (64 Quadrature Amplitude Modulation: 64 値直交振幅変調) (上り回線) - BPSK (Binary Phase Shift Keying: 2相位相変調)、QPSK、16QAM又は64QAM (下り回線)																
周波数の偏差	5×10^{-6} 以内																
隣接チャネル漏洩電力	- 隣接チャネル:-21dBc以下 (基地局については-30dBc以下) - 次隣接チャネル:-41dBc以下 (基地局については-50dBc以下)																
不要発射の強度の許容値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th><th>不要発射の強度の許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9kHzを超え150kHz以下</td><td>25μW/1kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/1kHz以下とする。</td></tr> <tr> <td>150kHzを超え30MHz以下</td><td>25μW/10kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/10kHz以下とする。</td></tr> <tr> <td>30MHzを超え160MHz以下</td><td>25μW/100kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/100kHz以下とする。</td></tr> <tr> <td>160MHzを超え170MHz以下</td><td>-30dBm/100kHz以下 (基地局については-54dBm/100kHz以下)</td></tr> <tr> <td>207.5MHzを超え215MHz以下</td><td>-30dBm/100kHz以下 (基地局については-25dBm/100kHz以下)</td></tr> <tr> <td>215MHzを超え1GHz以下</td><td>25μW/100kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/100kHz以下とする。</td></tr> <tr> <td>1GHzを超えるもの</td><td>25μW/1MHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/1MHz以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	9kHzを超え150kHz以下	25μW/1kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/1kHz以下とする。	150kHzを超え30MHz以下	25μW/10kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/10kHz以下とする。	30MHzを超え160MHz以下	25μW/100kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/100kHz以下とする。	160MHzを超え170MHz以下	-30dBm/100kHz以下 (基地局については-54dBm/100kHz以下)	207.5MHzを超え215MHz以下	-30dBm/100kHz以下 (基地局については-25dBm/100kHz以下)	215MHzを超え1GHz以下	25μW/100kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/100kHz以下とする。	1GHzを超えるもの	25μW/1MHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/1MHz以下とする。
周波数帯	不要発射の強度の許容値																
9kHzを超え150kHz以下	25μW/1kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/1kHz以下とする。																
150kHzを超え30MHz以下	25μW/10kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/10kHz以下とする。																
30MHzを超え160MHz以下	25μW/100kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/100kHz以下とする。																
160MHzを超え170MHz以下	-30dBm/100kHz以下 (基地局については-54dBm/100kHz以下)																
207.5MHzを超え215MHz以下	-30dBm/100kHz以下 (基地局については-25dBm/100kHz以下)																
215MHzを超え1GHz以下	25μW/100kHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/100kHz以下とする。																
1GHzを超えるもの	25μW/1MHz以下。ただし、空中線電力が1W以下の送信設備にあっては、50μW/1MHz以下とする。																
送信空中線絶対利得	10dBi以下																

平成 29 年 7 月 12 日

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の
一部を改正する省令案について
(平成 29 年 7 月 12 日 諮問第 19 号)

[測定器等の較正等に係る期間の延長に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課認証推進室

(深津課長補佐、大村係長)

電話：03－5253－5908

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案について

(測定器等の較正等に係る期間の延長)

1 諮問の概要

第 193 回国会において、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律が成立し、これにより、登録証明機関及び登録検査等事業者等が使用する優れた性能を有する測定器の較正等に係る期間の延長については、同法の公布の日(平成 29 年5月 12 日)から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

現在、登録証明機関及び登録検査等事業者等の登録の要件の1つとして、一律1年以内に較正を受けた測定器等を用いて測定を行うこととされているが、近年、内部回路のデジタル化や部品の性能の向上により、構造が簡素化された測定器等では1年を超える期間でも精度が維持できるようになってきていることから、優れた性能を有する測定器等の較正期間については、1年を超え3年を超えない範囲内で、総務省令で定めることとなったところ。これを踏まえ、測定器等の較正等に係る期間の延長のため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正するものである。

2 変更概要

電波法で規定されている測定器等のうち、無線設備等の検査等を行うのに優れた性能を有する測定器等の較正等の期間を2年とし、総務省令に定める条件に該当しないものの較正等の期間は、従前のとおり1年とする。

なお、上記較正等の期間の延長は、無線設備の検査及び技術基準の適合証明に用いるものであることを踏まえ、製造から 10 年以内の測定器等が較正等を受ける場合とし、製造から 10 年を超えたものは、経年劣化等を考慮し、較正等の期間を従前のとおり1年とする。

3 施行期日

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日
(公布の日(平成 29 年5月 12 日)から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日)

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案について 2

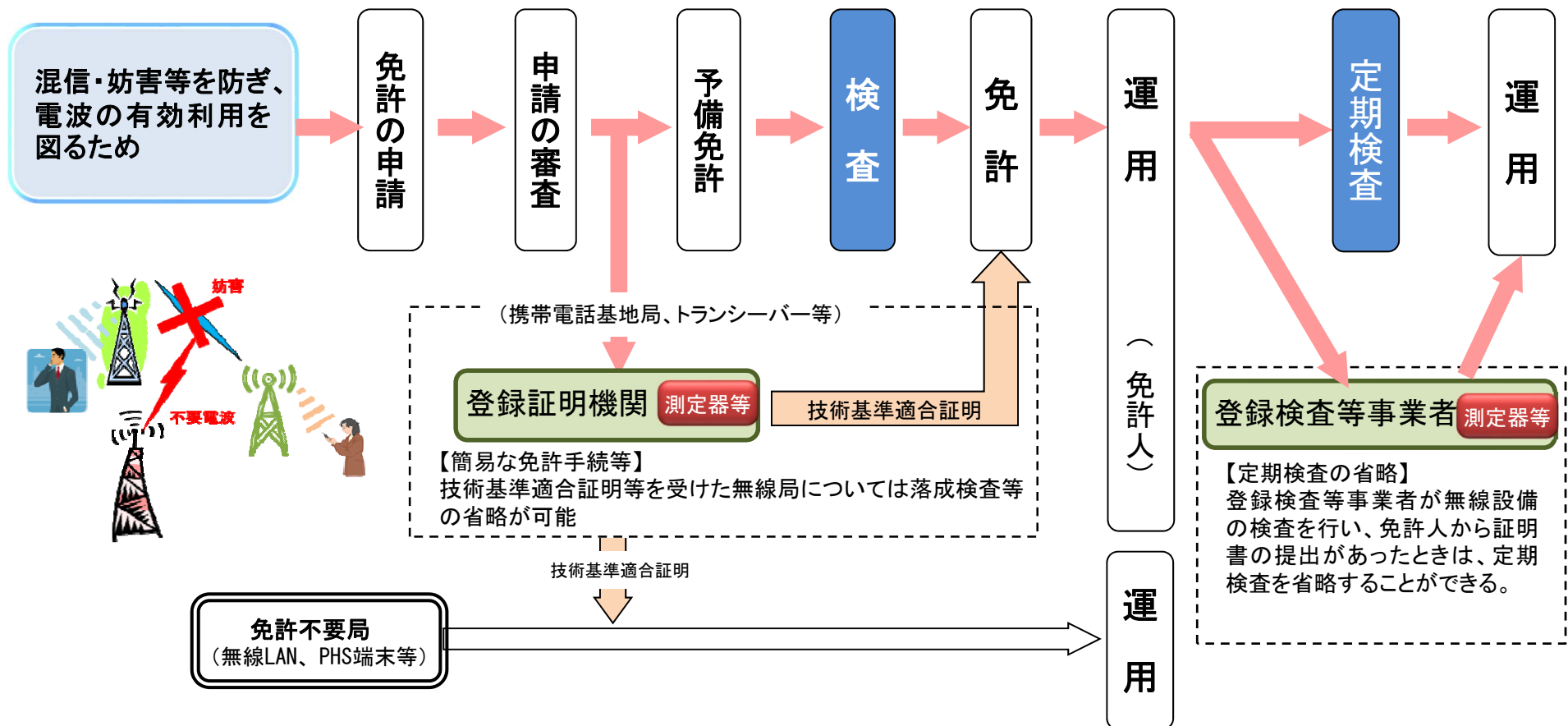
(測定器等の較正等に係る期間の延長)

【参考資料】

登録証明機関・登録検査等事業者等の活用による無線局免許手続の簡素・合理化

電波を利用するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際に、登録証明機関による技術基準適合証明等を取得した無線設備を用いる無線局の免許申請手続については、手続の簡略化等といった、迅速かつ効率的な処理が行えるようになっている。

又、登録検査等事業者が、国に替わって検査を行うことで定期検査を省略することができる。



特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案について (測定器等の較正等に係る期間の延長)

1 背景

登録検査等事業者及び登録証明機関等の登録の要件の1つとして、1年以内に較正を受けた測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)を用いて測定を行うこととされている。

現行の制度では一律に「1年以内」と規定しているが、近年、内部回路のデジタル化や部品の性能の向上により、構造が簡素化された測定器等では1年を超える期間でも精度が維持できるようになってきていることから、1年以内の較正が必ずしも必要とされないようになってきている。

(参考)

- 電波政策2020懇談会における提言
「登録検査等事業者が使用する測定機その他の設備は・・・、法で定める方法により1年以内ごとに較正又は校正を受けることが義務付けられている。一方で、近年、無線設備の多様化や測定器等の性能向上等に伴い、・・・較正等の在り方が変化してきており、全ての測定器等を一律に規制する必要は低下してきている。」
- 登録検査等事業者及び関係団体等から要望が寄せられている。(H27.9調査)

【測定器(高周波電力計)の例】



2 電波法改正の概要

優れた性能を有する測定器等の較正期間については、1年を超え3年を超えない範囲内で、総務省令で定めることとする。(関連条文:第24条の2、第38条の3、第38条の8)

(参考) ※第38条の3、第38条の8も同様の改正内容

電波法(下線が改正部分)

(検査等事業者の登録基準)

第二十四条の二 (略) 2・3 (略)

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(無線設備の点検を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案について 4

（測定器等の較正等に係る期間の延長）

測定器等				較正期間の延長が可能となる要件	較正等の期間
登録証明機関等が使用する測定器等*（電波法別表第三）	登録検査等事業者が使用する測定器等（電波法別表第二）	周波数計	電波の周波数を測定する装置	—	1年
		スペクトル分析器	出力信号を周波数成分ごとに測定する装置	—	1年
		電界強度測定器	電波の電界の強さを測定する装置	—	1年
		高周波電力計	無線機器からアンテナに給電される電気の強さを直接測定する装置	・校正用信号源を有する ・被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	1年→2年
		電圧電流計	電圧、電流を測定する装置	・被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	1年→2年
		標準信号発生器	任意の正確な出力レベル、周波数の信号を得るための装置	・出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの	1年→2年
		バンドメーター	無線設備が用いる電波の周波数の範囲を測定する装置	—	1年
		オシロスコープ	電気信号の電圧の時間的変化を画面に表示する装置	—	1年
		電力測定用受信機	受信機が受信する電波の強さを測定する装置	—	1年
		スプリアス電力計	スプリアス発射の強さ等を測定する装置	—	1年
		低周波発振器	無線設備へ入力する電気信号を発生する装置	—	1年
		擬似音声発生器	無線設備へ入力する音声信号を擬似的に発生する装置	—	1年
		擬似信号発生器	無線設備へ入力する信号を擬似的に発生する装置	—	1年
		変調度計	変調する前後での電波の振幅や周波数の変化の度合いを測定する装置	—	1年
		比吸収率測定装置	人体に吸収される電波のエネルギー量を測定する装置	—	1年
		直線検波器	変調された電波を復調して電気信号を取り出す装置	—	1年
		ひずみ率雑音計	無線設備の入力電気信号と出力電気信号との差を測定する装置	—	1年
		レベル計	電気信号と雑音の比を測定する装置	—	1年

* 登録証明機関は事業の区分（審査対象設備の区分）によって、使用する測定器等が異なる。

※ただし、較正期間の延長は、測定器等の製造から10年以内に較正等を受ける場合とし、製造から10年を超えた場合の較正期間は、経年劣化等を踏まえ、1年とする。

平成 29 年 7 月 12 日

日本放送協会の放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の
実施基準の変更の認可について
(平成 29 年 7 月 12 日 諮問第 20 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(大内課長補佐、林田係長)

電話：03－5253－5381

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可について

1 申請の概要

平成29年5月24日、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「放送法」という。）第20条第9項の規定に基づき、同条第2項第2号及び第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準の変更についての認可申請があった。

認可申請があった実施基準の変更案は、別紙1のとおりであり、「第2部 2号受信料財源業務」のうち、「1 業務の内容」に関して、「ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本」としているところ、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあることを追加するものである。

2 申請の経緯等

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成26年11月14日に、法定された実施基準の認可基準（放送法第20条第10項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」を、意見募集を実施した上、参考資料のとおり整備したところである。

認可申請があった実施基準の変更案については、上記の審査ガイドラインにおける審査項目に照らして検討を行った結果、次の条件を付すことを前提として認可することが適当である旨、その時点での総務省の考え方を別紙2のとおり取りまとめた。

また、今回の変更の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適当と判断し、上記の総務省の考え方について広く意見の募集を実施した。

＜認可条件案＞

1. ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容について事前に利用者に対して周知するとともに、当該サービスの終了の際に事前に適切な情報提供を行うこと。また、当該サービスを利用できない者に対しては、協会が提供する既存サービスの取組に関する周知を行うとともに、利用者からの意見・苦情等に対し適切に対応する等の措置を講ずること。
2. ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、協会の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うこと。

3 結論

審査ガイドライン及び意見募集の結果（別紙3）を踏まえ、条件を付して認可することとしたい。

【参考資料】 新旧対照表

現 行	変更案 (下線部が変更部分)
第 2 部 2 号受信料財源業務 1 業務の内容 ③ ①および②については、①(b)のラジオ第 1 放送、ラジオ第 2 放送および F M 放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。	第 2 部 2 号受信料財源業務 1 業務の内容 ③ ①および②については、①(b)のラジオ第 1 放送、ラジオ第 2 放送および F M 放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限る(※)ほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。 ※ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある。
<新規>	附則 平成〇年〇月〇日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の変更の認可申請に対する総務省の考え方

I 経緯等

平成29年5月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方等は以下のとおりである。

II 申請の概要

協会においては、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）を実施しているところ、今回、実施基準の変更について総務大臣の認可申請を行ったものである。

協会から申請のあった実施基準の変更案（以下「変更案」という。）は別添のとおりであり、「第2部 2号受信料財源業務」のうち、「1 業務の内容」に関して、「ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本」としているところ、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあることを追加するものである。

III 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成26年11月14日に、法定された実施基準の認可基準（法第20条第10項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」¹（以下「審査ガイドライン」という。）を、意見募集を実施した上、整備したところである。

変更案の認可に当たっては、審査ガイドラインにおける審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

(2) 審査ガイドラインに照らした検討²

¹ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/141114_01.pdf

² 本審査は、申請内容が2号受信料財源業務に係る内容に限定されていることから、2号受信料財源業務の審査項目に限って行う。

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、変更案においては、

ア インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと、

イ 現行の実施基準に定める2号受信料財源業務として、ラジオのメディアとしての有効性等を図る観点から他の放送事業者と行う周知活動の一環として、行われるものであること

から、適切な内容であると認められる。

② 市場の競争を阻害しないこと

変更案により、

ア 実施に要する費用として、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであること、

イ 市場競争との関係として、新たに実施する業務がラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に限定されており、公共性の高い取組が中心となっていること

から、適切な内容であると認められる。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

国内ラジオ放送のインターネットによる提供地域について、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合において、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあると記載するほか、変更案により、2号受信料財源業務等の一部を委託等により外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないとする現行の実施基準の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

- ④ 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

変更案により、業務の遂行状況に関し、競争事業者又は外部事業者から意見・苦情等が寄せられた際の適切かつ速やかな対応を行うとともに、これらの意見・苦情等に係る外部委員からなる審査委員会による検討や、その結果を尊重し必要な措置を講ずること、当該検討結果や措置内容を協会のホームページで公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

変更案に記載されている内容に照らして検討を行った結果は下記のとおりである。

A) 業務の種類

変更案においては、現行の実施基準に定める業務のうち、2号受信料財源業務として行う旨が記載されており、適切な内容であると認められる。

B) 業務の内容

変更案においては、

- ア 提供する情報の内容については放送中の放送番組と記載されていること、
- イ 国内ラジオ放送（ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送）と特定の放送番組を提供することが記載されていること

から、適切な内容であると認められる。

C) 業務の実施方法

変更案においては、現行の実施基準で定める2号受信料財源業務として、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある旨を記載しているものであり、適切な内容であると認められる。

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

変更案においては、業務の対象として、現行の実施基準で定める「協会が放送している番組（放送中番組）」とする旨が記載されており、法に規定する放送番組に該当するものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

審査ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

かかる趣旨から、本審査項目については、特に2号受信料財源業務における国内テレビジョン放送の放送中番組の提供及び試験的な提供の各業務が問題となるが、変更案により、これらの業務に関する現行の実施基準の変更を行うものではなく、適切な内容であると認められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

- ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること
- ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

変更案により、実施に要する費用として、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

変更案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされているほか、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案においては、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあるとされていることについては現在実施されている国内全域を対象として行われている国内ラジオ放送のインターネットによる提供を前提としていること、また、一部地域への制限が周知活動の一環としてのみ実施されることに鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

変更案においては、

ア 2号受信料財源業務として利用者に対価を求めることなく実施することとされていること、

イ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあること

とされているほか、利用料金の考え方や当該料金の特例措置の条件等の記載や、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

- ② サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること
- ③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること
- ④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること
- ⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

変更案により、

ア 利用者保護の観点から、あらかじめサービスの内容を公表するとともに、利用規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表する

イ 放送番組等の提供に当たって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令や、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適切な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずること

ウ サービスの利用者等からの意見・苦情等について、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努めることとされており、必要な措置を講ずる

エ 放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案に示されているラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合においては、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容が既存のサービス内容と異なるものであることから、当該サービス内容について事前に利用者に対して周知するとともに、当該サービスの終了に当たって事前に適切な情報提供を行うことが求められる。また、当該サービスを利用できない者に対しては、協会が提供する既存サービスの取組に関する周知を行うとともに、利用者からの意見・苦情等に対し適切に対応する等の措置が求められる。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

- ① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

③ 少なくとも３年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

変更案により、

ア 業務について、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表する

イ 業務の実施状況について、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表することとし、あわせて、毎年度、技術の発達、需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講ずる

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案にあるとおり、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として行われるものであることに鑑み、実施後は、協会の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うことが求められる。

IV 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提（条件）として、これを認可することが適当であるとする。

- ① ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容について事前に利用者に対して周知するとともに、当該サービスの終了の際に事前に適切な情報提供を行うこと。また、当該サービスを利用できない者に対しては、協会が提供する既存サービスの取組に関する周知を行うとともに、利用者からの意見・苦情等に対し適切に対応する等の措置を講ずること。
- ② ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、協会の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うこと。

V 今後のプロセス

今回の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。

「日本放送協会の『放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成29年5月27日から平成29年6月26日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- ・提出された意見の件数： 11件

(1) 放送事業者から提出された意見： 6件

意見提出者（提出順）： 日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、株式会社毎日放送、南海放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社

(2) その他： 5件

意見提出者（提出順）： 一般社団法人日本民間放送連盟、個人（4者※）

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

※ 本意見募集とは関係のない御意見（2件）に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。

提出された意見と総務省の考え方

○「日本放送協会の『放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対する意見と総務省の考え方

1. 結論（Ⅳ）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
●「利用者保護」「成果の分析・公表」を条件に認可するという総務省の考え方に賛成します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、南海放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社	御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。
●NHKは、放送法第81条の「地域放送義務」との整合性から、放送のインターネット同時配信においても地域制御を行うべきと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】 同旨：一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、南海放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社	御意見については、今後のインターネット活用業務のあり方に関するものであり、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。
●今般、2号受信料財源業務等の一部を委託等で外部事業者に担わせるうえで、例外的な場合がありますが、外部事業者の配信基盤のルールに従い、当該提供の対象地域を一部地域とすることは極めて適切な方針であると考えます。	御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。

【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、南海放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社	
NHKが、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、その配信が地域制限の下で行われることは妥当と考える。 ・ラジオが地域の情報流通に重要な役割を果たしていることは言を俟たない。 ・NHKラジオが地域制限の下で、今般、配信を行うことは、地域のリスナーの情報確保に寄与するだけでなく、IPサイマルラジオが、民放のみならずNHKも同じアプリ上で利用できることになり、ラジオ・メディア全体にとって有益となりうる。 ・実験期間を通して得られた結果やデータについては、今後のラジオおよびradikoの普及の一助となるよう、関係者と情報を共有することを要望する。 【株式会社毎日放送】	御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。 なお、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、日本放送協会（以下「協会」という。）の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うことを認可条件としています。

2. 全体に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
安保法案 共謀罪 など重要な国会および委員会中継を行わない 与党のいい加減な答弁を編集してニュース放送する	今回申請のあった業務を認可することにより、ラジオ放送番組の提供対象地域を日本国内に限ることとする実施基準の取扱いが変わるものではありません。 その他の御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。

など NHK は下に添付した放送法に逸脱している そのような放送局がインターネットで海外向けにラジオ放送する価値はない 変更をみとめる必要はない 第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 【個人 1】	
当方としては、 ＞日本放送協会から申請があった放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施基準の変更案 での変更について反対である。 理由は、これによって NHK の放送内容が当該地域独自のものとなる余地が発生するために、当該地域の住人の一部に対して特有の効果をもたらす様なラジオ等を用いた嫌がらせ行為や犯罪行為が行われる可能	今回申請のあった業務を認可することにより、協会の放送対象地域の取扱いが変わるものではありません。

性が大きくなるからである。

「対象地域」というのが、例えば、「関東甲信越ブロック」「中国ブロック」の様な大きな枠であれば、気象情報や地元ニュースなどの放送のために既に行われているのであるし、そして利益もあるものであると思われるのであるが、それ以上の「対象地域」の細分化は、益になる部分よりも害になる部分の方が多いと思われるので、国民として認める事が出来ない。

（ある一地域だけ、国家公安上大問題となる様な虚偽の放送がなされ、そして問題が起こった後にはその事について外部に照会を行う事が困難となる（なりうる）様な変更が行われるのは、容認出来ない。）

よって、総務省は、この変更について、不許可としていただきたいと考える。

意見は以上である。

【個人2】

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第1 目的

近年のブロードバンドの普及等に伴う日本放送協会（以下「協会」という。）のインターネットを通じた放送番組等の提供に対する国民・視聴者のニーズの急速な多様化・高度化を踏まえ、協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）をより迅速・柔軟に行えるようにするため、平成26年6月20日に成立した「放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）」（以下「改正法」という。）においては、インターネット活用業務により提供できる対象を、「放送した」放送番組のみならず、「放送前」番組や「放送中」の放送番組を含め、全ての放送番組に拡大するとともに、「放送番組に対する理解の増進に資する情報」も提供可能としたところである。

また、インターネット活用業務の実施については、協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされ、改正法において、協会のインターネット活用業務の拡大と併せて、実施基準の認可基準が法定されたところである。

本ガイドラインは、改正法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、今般法定された認可基準（法第20条第10項各号に定める基準をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説とともに、具体的な審査項目をあらかじめ審査ガイドラインとして示すことを目的とする。

第2 用語の定義

このガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。

1. 2号業務

法第20条第2項第2号で規定される、放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

2. 3号業務

法第20条第2項第3号で規定される、放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務

3. 受信料財源業務

専ら受信料を財源として行う業務

4. 有料業務

受信料財源業務以外の業務

5. 民間競合事業者

協会のインターネット活用業務と同種のサービスを行う事業者

6. 外部事業者

委託等により協会のインターネット活用業務の一部を担う事業者

7. 利用者

法第20条第10項第6号に規定する利用者

第3 実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の基準とするものである。どのような業務を実施するのが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、インターネット活用業務の対象が法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の基準とするものである。

インターネット活用業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、受信料徴収の対象となる協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、事実上、受信設備を設置している者と同レベルの放送番組内容を視聴できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度にインターネット活用業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の基準とするものである。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち2号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の基準とするものである。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

本号は、インターネット活用業務のうち2号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の基準とするものである。

また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

法第20条第11項は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可基準のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができる規定である。

また、法第20条第13項は、インターネットを巡る技術・サービス等の変化の速さを踏まえ、協会自身がインターネット活用業務の実施状況について適時の評価・検証を実施することにより、不断の業務改善を図っていくことを目的とするものである。放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）においても、業務の実施状況の評価及び改善に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

本項は、協会の収集・保有する情報資産を、インターネットを通じて有料で提供するに当たっては、見込まれる収入に比して、サーバー等の設備費用及び著作権等の権利処理に係る費用等の初期投資及び運用経費が多大であるリスクの大きな業務であることから、その事業の状況を、受信料を負担する国民の前に明らかにするとともに、業務運営の適正化を図るため、受信料財源で賄われるべき業務等とは区分して経理することを義務付けているものである。

また、放送法施行規則においても、区分経理に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

② 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

④ 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競合事業者とのトラブルをあらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

⑤ 営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会のインターネット活用業務についても、営利を目的としないことが必要である。

⑥ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

ア 実施する業務の種類（2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

イ 実施する業務の内容（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別、配信時間及び期間等）

ウ 実施する業務の実施方法（提供の態様、システム形態等）

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

インターネット活用業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている「協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」の範囲に収まるものとなっていなければならない。

ア 放送した又は放送する放送番組

以下のものが対象となる。

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組は対象から除外される。

イ 放送番組に対する理解の増進に資する情報

編集上必要な資料を始め、放送番組の制作過程で入手される情報であり、放送番組に対する理解の増進に資する補助的な情報についても、インターネットを通じた提供が可能となる。他方、あくまで放送番組として特定される内容の理解補助として、「協会が放送した又は放送する放送番組」に関連付けられた補助的な情報の範囲に限られるものであり、以下のものについては対象から除外される。

- ・ 放送番組が特定されない情報
- ・ 放送番組は特定されるものの、当該番組に対する理解の増進に資するものとはいえない情報

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

第3の3. で述べたとおり、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

特定の利用者を不当に差別的に取り扱うような行為を行わないことについて

て、適正かつ明確に定められていることが必要である。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

② サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置が講ぜられることが必要である。

③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること

利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置が講ぜられることが必要である。

④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うための必要な措置が講ぜられることが必要である。

⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえたものとなっていることを確認するため、また、当該業務の実施計画の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な内容を記載した実施計画（収支計画を含む。）の作成及び公表

の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

上記の実施計画に基づいて実施されたインターネット活用業務が、実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（収支実績を含む。）の透明性を確保するため、少なくとも毎年度、業務の具体的な実施状況の作成及び公表の実施について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びその結果を踏まえた改善について、適正かつ明確に定められていることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること

有料業務に係る経理について、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。当該勘定については、2号業務と3号業務で別々の勘定を設けるものではなく、有料提供を行う業務全体で1つの勘定を設けるものである。また、有料業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することや、配賦基準を公表することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

第5 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

- ① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること
- ② 市場の競争を阻害しないこと
- ③ 民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

- ④ 営利を目的とする業務でないこと
- ⑤ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

- ① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

- ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること
- ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

5. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）並びに業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

- ① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

6. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

- ① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること
- ② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること

第6 雑則

このガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

(参考条文)

放送法 (昭和 25 年法律第 132 号)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送 (国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。) を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報 (これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。) を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること (放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。)。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者 (放送事業者及び外国放送事業者を除く。) に提供すること (協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)。

四～九 (略)

3 (略)

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～8 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者 (同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。) の利益を不当に害するものでないこと。

11 総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。

12 (略)

- 13 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2～4 (略)

(支出の制限等)

第七十三条 (略)

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務

二 (略)

(広告放送の禁止)

第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 (略)

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

(実施基準の記載事項)

第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において単に「業務」という。）に関する苦情その他の意見の処理に関する事項

二 区分経理の方法その他の経理に関する事項

三 業務の実施計画の作成及び公表に関する事項

四 業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項

五 法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項

六 その他業務に関し必要な事項

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、法第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。）並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準

平成27年2月16日 総務大臣認可

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）による改正後の放送法（以下「法」という。）第20条第9項の実施基準を、以下のとおり定める。

第1部 総則

1 この基準における用語は、次の定義に従うものとする。

(a) 放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組およびその編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）（法第20条第2項第2号に規定するものをいう。）

(b) 理解増進情報

協会が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）（法第20条第2項第2号に規定するものをいう。）

(c) 2号受信料財源業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

(d) 2号有料業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

(e) 3号受信料財源業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

(f) 3号有料業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

(g) 対象業務

(c)から(f)までの総称

2 この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。

3 この基準中、理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限る。

4 対象業務は、放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供しまたは放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。^{【注1】}

5 対象業務は、協会の任意業務として適切な費用の範囲内で実施し、その業務に要する費用は、毎年度作成・公表する実施計画および実施状況に関する資料において明らかにする。

【注1】 法20条第1項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施するために、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究の目的で、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。

第2部 2号受信料財源業務

1 業務の内容

① 放送番組の提供

(a) 協会が放送しようとする放送番組（以下「放送予定番組」という。）

- ・ 放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるもの

(b) 協会が放送している放送番組（以下「放送中番組」という。）

- ・ ラジオ第 1 放送、ラジオ第 2 放送および F M 放送の放送番組（全国放送および地域放送）の提供
 - ・ 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の提供
 - ・ 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える国内テレビジョン放送の放送番組の提供（災害時における情報の提供については平時においてその実施訓練を行う場合を含む。）
 - ・ 放送開始後の視聴の利便を図るため、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供（ハイブリッドキャスト^{【注 2】}対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とする。）
- (c) 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）
- ・ 広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものの提供

② 理解増進情報の提供

(a) 放送番組を周知・広報するもの

(b) 放送番組等を再編集したもの

(c) 放送番組の内容を解説・補足するもの

(d) 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

(e) 既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

(f) その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

③ ①および②については、①(b)のラジオ第 1 放送、ラジオ第 2 放送および F M 放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。

【注 2】 一般社団法人 I P T V フォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。

2 業務の実施方法

- ① 放送番組等の提供は、協会が管理するドメイン^{〔注3〕}を利用して行うことを原則とする。外部ドメインを用いる場合は、契約等により、提供する情報が協会の管理下にあることを確保する。
- ② 放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。
- ③ 放送番組等の提供については、当該番組等が有する社会的意義を勘案しつつ、個々の提供の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了する。
- ④ 1 ①(b)の国内テレビジョン放送の放送番組の提供については、実施の都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページにおいて公表する。
- ⑤ 理解増進情報の提供にあたっては、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する。
- ⑥ 放送番組等の提供にあたっては、利用者の利便に資するため、電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求めたうえで、当該利用者の利用履歴等に応じた順序や態様で提示することがある。
- ⑦ 放送番組等の視聴・閲覧等の利便に資するためのソフトウェアを提供することがある。

3 試験的な提供

2号受信料財源業務に係るサービスの向上・改善の検討に資するため、1および2の規定にかかわらず、別紙のとおり試験的な放送番組等の提供を行う。

4 業務実施に要する費用

- ① 実施に要する費用は、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。
- ② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

5 料金その他の提供条件

- ① この業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。
- ② 提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある。

6 利用規約の作成等

- ① 利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、

サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する。

- ② ②⑥の電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、①の利用規約の中で次に掲げる事項を明示する。
 - (a) 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること
 - (b) 協会は、利用者に関する個人情報等を7に定めるところにより適切に取り扱うこと

7 個人情報等の保護

放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。

【注3】 協会が管理するドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jp などがある。

第3部 2号有料業務

1 業務の内容

- ① 2号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、一般の求めに応じ、有料で電気通信回線を通じてその利用に供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することがある。
- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。
- ③ 2号有料業務に係るサービスを、「NHKオンデマンドサービス」（以下、第3部において「本サービス」という。）と称する。このうち、①の放送番組等を当該放送番組の放送後1～3週間程度のあらかじめ定めた期間配信するサービスを「見逃し番組サービス」と、見逃し番組サービスで提供する放送番組よりも過去の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、一定期間または期間を定めずに配信するものを「過去番組サービス」という。
- ④ 契約種別は、次のいずれかとする。
 - (a) 単品等・・・放送番組等の中から1本（以下「単品」という。）または複数本をまとめ

たパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して利用可能とするもの

(b) 見放題パック・・・個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間、利用可能とするもの

⑤ 本サービスの提供対象地域は日本国内を基本とする。

2 業務の実施方法

① 本サービスの提供は、次のいずれかの方法による。

(a) 直接提供型・・・協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する方法

(b) プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法

② 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

① 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の考え方により定め、協会のホームページに明示する。これを変更するときも同様とする。

(a) 単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。

(b) 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。

② ①の料金を定め、または変更するにあたっては、次の点を考慮するものとする。

(a) 利用者の利益を不当に害しないこと

(b) できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること

(c) 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること

③ ②の(a)または(c)に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。

④ 本サービスの利用の促進に資するため、①および②の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。

(a) 利用料金を一時的に減額または無料とする措置

- (b) 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置
- ⑤ ④の特例措置は、次の条件を満たすものとする。
 - (a) 利用者間およびプラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）間の公平を不当にゆがめないこと
 - (b) 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること
- ⑥ 本サービスを利用するために必要となる端末機器やソフトウェア等の諸条件は、技術の進歩やこれらの普及の程度および協会が負担することとなる費用を勘案しつつ、広く国民が利用できるよう定めるものとし、協会のホームページにおいて具体的に明示する。
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、プラットフォーム経由型による場合、⑥の諸条件は、当該プラットフォーム事業者が定めたものによる。
- ⑧ 提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。
- ⑨ 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。

4 利用規約の作成等

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表する。

- (a) 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。）
- (b) 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること
- (c) 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法
- (d) 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム

事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- (e) コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項
- (f) 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする
- (g) 協会は、(f)に定める個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと
- (h) 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件
- (i) 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）
- (j) (a)から(i)までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等

5 個人情報等の保護

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講じる。
- ② プラットフォーム経由型による場合は、当該プラットフォーム事業者が①と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。

6 プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に

業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

- (a) 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと
- (b) 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと
- (c) 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること
- (d) 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと
- (e) 直接提供型の実施に支障がないこと
- (f) その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと

7 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

8 周知・広報活動

本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

第4部 3号受信料財源業務

1 業務の内容

- ① 3号受信料財源業務は、次に掲げる場合に、放送番組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に無料で提供することを内容とする。
 - (a) 災害等の緊急時における情報提供を行う場合
 - (b) 協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するためにその放送番組を提供する場合
 - (c) その他公益上特に意義がある場合
- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。

2 業務の実施方法

- ① 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。
- ② 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。
- ② 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。
 - (a) 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - (b) 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - (c) 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - (d) 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあつては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - (e) 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき
 - (f) 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき
 - (g) 2号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき

4 業務実施に要する費用

- ① 実施に要する費用は、年額1億円程度を上限とする。
- ② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

第5部 3号有料業務

1 業務の内容

- ① 3号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該番組に係る理解増進情報を、3号対象事業者からの求めに応じ、有料で提供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情

報を提供することがある。

- ② ①の理解増進情報の範囲は、第2部の1②と同じものとする。

2 業務の実施方法

- ① 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。
- ② 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う。
- ③ 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。
- ④ 理解増進情報を提供するにあたっては、関連している特定の放送番組を示して行う。

3 料金その他の提供条件

- ① 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは提供しない。
- (a) 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - (b) 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - (c) 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - (d) サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - (e) 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき
 - (f) 料金が支払われることが不確実であると認めるとき
- ② ①の各号のいずれにも該当しないときは、次に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。
- (a) 広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か
 - (b) 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）
 - (c) 2号有料業務との関係
 - (d) 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性
- ③ 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して、行う。

- ④ 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。

第6部 共通事項

1 施行日

- ① この基準は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）の施行の日から施行する。
- ② 放送法第20条第2項第2号の業務の基準（平成24年1月18日総務大臣認可）は、①に規定する日の前日をもって廃止する。

2 実施計画の策定・公表

- ① 対象業務については、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表し、これに則って実施する。
- ② 各事業年度の実施計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。
- ③ 実施計画の策定にあたっては、市場競争への影響も考慮要素とする。

3 実施状況に関する資料の作成・公表

対象業務の実施状況については、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表する。

4 実施状況の評価および改善

- ① 対象業務の実施状況については、毎年度、技術の発達および需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講じる。
- ② 前項の評価結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

5 外部事業者の取り扱い

2号受信料財源業務または2号有料業務の一部を委託等により外部の事業者に担わせる場合（この場合の事業者を、以下「外部事業者」という。）、特定の外部事業者を不当に差別的に

取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。

6 重複提供の回避

原則として、同一放送番組が、2号受信料財源業務または3号受信料財源業務および2号有料業務または3号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して利用者に提供されることのないようにする。周知・広報の目的またはやむを得ない理由で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

7 利用者からの意見・苦情等への対応

- ① 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。
- ② 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両方で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。
- ③ 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のホームページへの掲載等により周知に努める。

8 競合事業者等からの意見・苦情等への対応

- ① 対象業務の遂行状況に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。
- ② ①の意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、対象業務と同種のサービスを行う事業者および外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、この基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じる。
- ③ ②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

9 広告の禁止

2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたって、他人の営業に関する広告を行わない。

10 区分経理

- ① 2号有料業務および3号有料業務（以下「有料配信業務」と総称する。）に係る経理は、その他のものと区分して放送番組等有料配信業務勘定により整理する。
- ② 放送番組等を有料配信業務で使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を放送番組等有料配信業務勘定の経費に計上する。
- ③ 有料配信業務とその他の業務に関連する費用については、別途公表する適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。
 - (a) 放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、その提供番組数の実績等に応じて、それぞれ放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。
 - (b) 給与経費・退職手当および厚生費については、有料配信業務を実施する要員相当分を、放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。
 - (c) 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により放送番組等有料配信業務勘定に配賦する。

11 有料配信業務の事業計画の策定

有料配信業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

12 収支差が生じた場合の扱い

- ① 放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、放送番組等有料配信業務勘定における翌期以降の有料配信業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

13 検討

放送番組等有料配信業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係る

サービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。

第2部の3の「試験的な提供」の内容は、以下のとおりである。

1 試験的な提供の目的

放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資すること。

2 試験的な提供の種類・内容

〔試験的提供A〕

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した特定の生放送番組若干を、一般に対して試験的に提供する。

〔試験的提供B〕

国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、1日16時間以内の範囲で、期間を限定して試験的に提供する。

3 試験的な提供の実施方法

(1) 規模

〔試験的提供A〕

試験的な提供は、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間5件程度（1日あたり最大4時間程度）を超えない範囲とする。

〔試験的提供B〕

(ア) 試験的な提供一回あたりの提供期間は、1週間から3か月以内とし、提供ごとに個別に定める。

(イ) 参加者は、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から募集した数千人から1万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。

(2) 検証する主な項目

(ア) 権利処理上の課題

(イ) 配信システムへの負荷

(ウ) 受信契約者を確認するための方法

(エ) 配信に要する費用

(オ) 視聴ニーズ

(カ) その他

(3) 費用、提供条件等

第2部の規定の枠内とする。

(4) 公表等

(ア) 実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表する。

(イ) 実施に際しては、試験的な提供であることを明示する。

(ウ) 試験的な提供が終了する都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページで公表する。試験結果については、終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表する。